**東久留米市障害者計画**

**第６期障害福祉計画**

**第２期障害児福祉計画**

**（案）**

**令和３年２月**

目　次

[第１章　 計画策定にあたって 1](#_Toc62567510)

[１　計画策定の背景と趣旨 2](#_Toc62567511)

[２　計画の性格 4](#_Toc62567512)

[３　計画の対象 5](#_Toc62567513)

[４　計画の期間 5](#_Toc62567514)

[５　計画の策定について 6](#_Toc62567515)

[６　計画の推進・進捗管理 8](#_Toc62567516)

[第２章　 障害のある人を取り巻く現状 11](#_Toc62567517)

[１　障害のある人の状況 12](#_Toc62567518)

[２　前回計画の評価 20](#_Toc62567519)

[第３章　 計画の基本的な考え方 25](#_Toc62567520)

[１　基本理念 26](#_Toc62567521)

[２　基本的視点 27](#_Toc62567522)

[３　基本目標 28](#_Toc62567523)

[４　障害者計画の施策体系 30](#_Toc62567524)

[第４章　 障害者計画における 施策の推進 31](#_Toc62567525)

[基本目標１　　相談支援体制の充実 32](#_Toc62567526)

[基本目標２　 地域生活を支援するサービス基盤の充実 36](#_Toc62567527)

[基本目標３　 障害児への療育と特別支援教育の充実 41](#_Toc62567528)

[基本目標４　　地域で共に暮らす環境づくり 46](#_Toc62567529)

[基本目標５　 就労や社会活動による生きがいづくりの推進 52](#_Toc62567530)

[第５章　 障害福祉計画 55](#_Toc62567531)

[１　障害福祉計画の基本的な考え方 56](#_Toc62567532)

[２　令和５年度に向けた目標の設定 58](#_Toc62567533)

[３　事業量の見込み 62](#_Toc62567534)

[第６章　 障害児福祉計画 77](#_Toc62567535)

[１　障害児福祉計画の基本的な考え方 78](#_Toc62567536)

[２　令和５年度に向けた目標の設定 80](#_Toc62567537)

[３　事業量の見込み 82](#_Toc62567538)

[資料編 85](#_Toc62567539)

[１　検討経過 86](#_Toc62567540)

[２　東久留米市地域自立支援協議会 87](#_Toc62567541)

[３　東久留米市障害者計画検討委員会 90](#_Toc62567542)

[４　アンケートからみられる状況 92](#_Toc62567543)

[５　ヒアリングからみられる状況 110](#_Toc62567544)

[６　市内施設一覧 116](#_Toc62567545)

[７　持続可能な開発目標(SDGs)について 121](#_Toc62567546)

# **第１章　計画策定にあたって**

## １　計画策定の背景と趣旨

東久留米市では、平成27年３月に「東久留米市障害者計画」を、平成30年３月に「東久留米市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

現在、障害者施策にかかわる主な関連法令がめまぐるしく成立・改正され、障害のある人を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

国においては、平成30年３月に、「障害者基本計画（第４次）」を策定し、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。

また、平成30年４月に、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。改正の内容は、障害のある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行や「障害者雇用促進法」の改正など、このように障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

こうしたなか、本市では障害福祉サービスの実績をもとに「東久留米市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」の点検・評価を東久留米市地域自立支援協議会にて行いながら、施策の推進に努めてきました。このたび、「東久留米市障害者計画」「東久留米市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」がともに令和２年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向、障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、長期的な視点から計画的に障害者福祉に関する施策を推進するため、新たに「東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」を策定します。

■障害者施策にかかわる主な関連法令の動向

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　度 | 関連法令等 | 概　要 |
| 平成23年 | ○障害者基本法の一部改正 | ・目的規定や障害者の定義の見直しなど |
| 平成24年 | ○障害者虐待防止法の施行○障害者自立支援法の一部改正○児童福祉法の一部改正 | ・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定・相談支援の充実、障害児支援の強化など・障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲 |
| 平成25年 | ○障害者総合支援法の施行○障害者雇用促進法の一部改正○公職選挙法の一部改正○障害者優先調達推進法の施行○障害者差別解消法の成立○障害者の権利に関する条約の批准 | ・障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど・法定雇用率の引き上げ・成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す・公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定・「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託 |
| 平成26年 | ○障害者総合支援法の改正 | ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など |
| 平成27年 | ○障害者総合支援法の改正○難病医療法の施行 | ・障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大・難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大 |
| 平成28年 | ○障害者差別解消法の施行○障害者雇用促進法の改正○発達障害者支援法の改正 | ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供・法定雇用率算定に精神障害者が加わる・基本理念、定義、支援体制の見直し等 |
| 平成30年 | ○障害者総合支援法、児童福祉法の改正○障害者文化芸術推進法の施行 | ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化 |
| 令和元年 | ○障害者雇用促進法の改正○読書バリアフリー法の施行 | ・障害者活躍推進計画策定の義務化・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的な推進 |

## ２　計画の性格

この計画は、本市の障害福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に定める市町村障害者計画、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第１項に定める市町村障害福祉計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による改正後の児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条の19第1項の規定に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、第５次長期総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、他の関連する計画や国の「障害者基本計画」及び東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」と整合を図っています。

■障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と各計画の関係

**東久留米市地域福祉計画**（平成27年度～令和６年度）

基本理念　～新たな“つながり“づくり～

上位計画

**東久留米市第５次長期総合計画**

（令和３年度～令和12年度）

まちづくりの基本理念　「みんなが主役のまちづくり」

障害者計画（令和３～８年度）

第６期障害福祉計画（令和３～５年度）

第２期障害児福祉計画（令和３～５年度）

～基本理念～

障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち

　　　高齢者福祉計画・介護保険事業計画

　　　子ども・子育て支援事業計画

　　　わくわく健康プラン東くるめ・母子保健計画・

　　　東くるめ　ほっとプラン

　　　　　　教育振興基本計画

## ３　計画の対象

「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、障害の有無にかかわらず、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体に対し、本計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

※障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

## ４　計画の期間

「障害者計画」の期間は、令和３年度を初年度とし、令和８年度までの６年間とします。

「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」の期間は、令和３年度を初年度とし、令和５年度までの３年間とします。

また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

■計画の期間

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 障害者計画 | 計画期間第６期計画期間第２期計画期間第７期計画期間第３期計画期間 |  |  |  |  |  |
| 障害福祉計画 |  |  |  |  |  |  |
| 障害児福祉計画 |  |  |  |  |  |  |

## ５　計画の策定について

### （１）国の指針に基づいた計画策定

国では社会保障審議会障害者部会での議論やパブリックコメント等の手続きを経たうえで、以下の内容で障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和２年厚生労働省告示第213号）の見直しを行いました。

市では国の指針を基に、これまでの実績や地域の実情を踏まえこの計画を策定しました。

|  |
| --- |
| ○　基本的理念１．障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援２．市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等３．入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備４．地域共生社会の実現に向けた取組５．障害児の健やかな育成のための発達支援６．障害福祉人材の確保７．障害者の社会参加を支える取組○　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方１．全国で必要とされる訪問系サービスの保証２．希望する障害者等への日中活動系サービスの保証３．グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実４．福祉施設から一般就労への移行等の推進５．強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実６．依存症対策の推進○　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方１．相談支援体制の構築２．地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保３．発達障害者等に対する支援４．協議会の設置等○　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方１．地域支援体制の構築２．保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援３．地域社会への参加・包容の推進４．特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備５．障害児相談支援の提供体制の確保○　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制確保に係る目標（成果目標）１．福祉施設の入所者の地域生活への移行２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築３．地域生活支援拠点等が有する機能の充実４．福祉施設から一般就労への移行等５．障害児支援の提供体制の整備等６．相談支援体制の充実・強化等７．障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |

### （２）「東久留米市障害者計画策定検討委員会」の開催

この計画は、庁内関係各部署の長によって構成される、「東久留米市障害者計画策定検討委員会」において内容を協議・検討し、その意見を踏まえたうえで策定しました。

### （３）「東久留米市地域自立支援協議会」の開催

この計画は、障害当事者や障害者団体・家族会の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業者の代表から構成される「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を協議・検討し、その意見を踏まえたうえで策定しました。

### （４）アンケート調査及びヒアリング調査の実施

この計画の策定に当たっては、福祉に関する意識やサービスの利用意向及び利用実態などを把握するために、障害当事者と障害のない市民を対象に「障害者施策に関するアンケート調査」と、市内当事者団体と事業所を対象に「団体・事業所ヒアリング調査」を実施しました。

### （５）パブリックコメント等の実施

この計画の素案を、市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

## ６　計画の推進・進捗管理

### （１）障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

令和３年度から５年度が第６期障害福祉計画、第２期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。

また、「障害者に関わることを当事者抜きには決めない」ことを基本とし、地域自立支援協議会委員には障害当事者及び家族の方を、委員総数の3分の１を目安に選任していきます。一方、専門部会では協議会委員に限らず、多様な参加者が加われるように運営していきます。

計画の公表

**Action（改善）**

点検、評価の結果を踏まえ取り組みの見直し、改善

**Plan（計画）**

計画の策定

**Do（実行）**

サービス提供事業所、関係機関等との連携による事業の実施

**Check（評価）**

地域自立支援協議会における毎年の点検・評価

評価の公表

### （２）行政内部における推進体制の強化

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたるため、関係各課が連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を行います。

### （３）関係者・関係機関との連携

障害者施策の推進にあたっては、行政と市民や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが重要です。

そのため、障害の特性などの理解促進に努めていくとともに、地域自立支援協議会とその専門部会を核とし、行政や障害者団体、サービス提供事業者、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）、ボランティア・NPO団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、関係機関の連携・多職種協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を進めます。

### （４）情報提供活動の充実

各障害福祉サービスの認知度向上に努めるとともに、障害のある人が情報を入手できるよう、様々な情報媒体を活用した情報アクセシビリティの向上により、障害福祉に関する情報を発信します。

# **第２章　障害のある人を取り巻く現状**

## １　障害のある人の状況

### （１）身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和２年４月１日時点で3,406人と、この６年間で154人（4.7％）の増加となっています。

障害種別でみると、主な障害が内部障害の方が1,139人（33.4％）と最も多く、次いで下肢障害の889人（26.1％）となっています。

年齢構成別でみると、65歳以上の方が2,377人と全体の69.8%を占めています。

障害等級別でみると、1級の方が1,173人（34.4％）と最も多く、次いで4級の811人（23.8％）となっています。

◆障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 3,252 | 3,262 | 3,236 | 3,379 | 3,400 | 3,406 |
| 視覚障害 | 222 | 219 | 219 | 217 | 209 | 212 |
| 6.8% | 6.7% | 6.8% | 6.4% | 6.1% | 6.2% |
| 聴覚・平衡機能障害 | 272 | 281 | 276 | 280 | 286 | 289 |
| 8.4% | 8.6% | 8.5% | 8.3% | 8.4% | 8.5% |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 63 | 61 | 65 | 74 | 69 | 73 |
| 1.9% | 1.9% | 2.0% | 2.2% | 2.0% | 2.1% |
| 下肢障害 | 873 | 873 | 860 | 874 | 896 | 889 |
| 26.8% | 26.8% | 26.6% | 25.9% | 26.4% | 26.1% |
| 上肢障害 | 539 | 544 | 529 | 543 | 531 | 527 |
| 16.6% | 16.7% | 16.3% | 16.1% | 15.6% | 15.5% |
| 体幹障害 | 252 | 264 | 265 | 274 | 281 | 277 |
| 7.7% | 8.1% | 8.2% | 8.1% | 8.3% | 8.1% |
| 内部障害 | 1,031 | 1,020 | 1,022 | 1,117 | 1,128 | 1,139 |
| 31.7% | 31.4% | 31.6% | 33.1% | 33.2% | 33.4% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆年齢構成別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 3,252 | 3,262 | 3,236 | 3,379 | 3,400 | 3,406 |
| 18歳未満 | 72 | 76 | 78 | 68 | 56 | 57 |
| 2.2% | 2.4% | 2.4% | 2.0% | 1.6% | 1.7% |
| 18歳以上65歳未満 | 905 | 917 | 913 | 959 | 956 | 972 |
| 27.8% | 28.3% | 28.2% | 28.4% | 28.1% | 28.5% |
| 65歳以上 | 2,275 | 2,268 | 2,245 | 2,352 | 2,388 | 2,377 |
| 70.0% | 70.1% | 69.4% | 69.6% | 70.2% | 69.8% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 3,252 | 3,262 | 3,236 | 3,379 | 3,400 | 3,406 |
| １級 | 1,092 | 1,124 | 1,120 | 1,193 | 1,194 | 1,173 |
| 33.6% | 34.6% | 34.6% | 35.3% | 35.1% | 34.4% |
| ２級 | 465 | 472 | 479 | 494 | 500 | 504 |
| 14.3% | 14.5% | 14.8% | 14.6% | 14.7% | 14.8% |
| ３級 | 548 | 536 | 520 | 534 | 529 | 538 |
| 16.9% | 16.5% | 16.1% | 15.8% | 15.6% | 15.8% |
| ４級 | 799 | 780 | 766 | 794 | 814 | 811 |
| 24.6% | 24.0% | 23.7% | 23.5% | 23.9% | 23.8% |
| ５級 | 192 | 196 | 201 | 209 | 209 | 215 |
| 5.9% | 6.0% | 6.2% | 6.2% | 6.1% | 6.3% |
| ６級 | 156 | 154 | 150 | 155 | 154 | 165 |
| 4.8% | 4.7% | 4.6% | 4.6% | 4.5% | 4.8% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （２）知的障害者の状況

本市の愛の手帳所持者数は、令和２年４月１日時点で948人と、この６年間で49人（5.4％）の増加となっています。

年齢構成別でみると、18歳未満が202人（21.3％）、18歳以上が746人（78.7％）となっています。

障害等級別でみると、４度（軽度）が419人（44.2％）と最も多くなっています。

◆年齢構成別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 899 | 855 | 858 | 886 | 923 | 948 |
| 18歳未満 | 231 | 211 | 156 | 188 | 197 | 202 |
| 25.7% | 24.7% | 18.2% | 21.2% | 21.3% | 21.3% |
| 18歳以上 | 668 | 644 | 702 | 698 | 726 | 746 |
| 74.3% | 75.3% | 81.8% | 78.8% | 78.7% | 78.7% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 899 | 855 | 858 | 886 | 923 | 948 |
| １度（最重度） | 30 | 29 | 30 | 31 | 30 | 30 |
| 3.5% | 3.4% | 3.5% | 3.5% | 3.3% | 3.2% |
| ２度（重度） | 258 | 263 | 263 | 264 | 271 | 288 |
| 30.2% | 30.8% | 30.7% | 29.8% | 29.4% | 30.4% |
| ３度（中度） | 216 | 197 | 196 | 198 | 204 | 211 |
| 25.3% | 23.0% | 22.8% | 22.3% | 22.1% | 22.3% |
| ４度（軽度） | 395 | 366 | 369 | 393 | 418 | 419 |
| 46.2% | 42.8% | 43.0% | 44.4% | 45.3% | 44.2% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （３）精神障害者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和２年４月１日時点で1,238人と、この６年間で356人（約1.4倍）の増加となっています。

年齢構成別でみると、18歳以上65歳未満が1,018人（82.2%）となっています。

障害等級別でみると、２級が692人（55.9％）と最も多くなっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和２年４月１日時点で2,270人と、この６年間で477人（26.6％）の増加となっています。

◆年齢構成別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 882 | 950 | 1,000 | 1,109 | 1,133 | 1,238 |
| 18歳未満 | 17 | 23 | 32 | 47 | 46 | 62 |
| 1.9% | 2.4% | 3.2% | 4.2% | 4.1% | 5.0% |
| 18歳以上65歳未満 | 770 | 821 | 854 | 933 | 952 | 1,018 |
| 87.3% | 86.4% | 85.4% | 84.1% | 84.0% | 82.2% |
| 65歳以上 | 95 | 106 | 114 | 129 | 135 | 158 |
| 10.8%% | 11.2% | 11.4% | 11.6% | 11.9% | 12.8% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 882 | 950 | 1,000 | 1,109 | 1,133 | 1,238 |
| １級 | 57 | 64 | 63 | 63 | 67 | 75 |
| 6.5% | 6.7% | 6.3% | 5.7% | 5.9% | 6.1% |
| ２級 | 483 | 514 | 554 | 619 | 635 | 692 |
| 54.8% | 54.1% | 55.4% | 55.8% | 56.0% | 55.9% |
| ３級 | 342 | 372 | 383 | 427 | 431 | 471 |
| 38.8% | 39.2% | 38.3% | 38.5% | 38.0% | 38.0% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 1,793 | 1,966 | 2,326 | 2,251 | 2,191 | 2,270 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （４）発達障害者の状況

令和２年４月１日現在、自立支援医療費助成を受けている発達障害者の人数は230人と、この６年間で117人（103.5％）の増加となっています。

◆自立支援医療費助成を受けている発達障害者の人数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 113 | 120 | 126 | 153 | 183 | 230 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （５）難病・小児慢性疾患医療費助成受給者の状況

令和２年４月１日現在、難病医療費助成受給者数は923人と、この６年間で255人（21.6％）の減少となっています。

また、小児慢性医療費助成受給者数は59人と、この６年間で16人（21.3％）の減少となっています。

◆難病医療費助成受給者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 1,178 | 1,202 | 957 | 894 | 895 | 923 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

※平成２８年度から平成２９年度にかけて大幅に人数が減少しておりますが、数値計上において肝炎患者に対する助成の受給者を含まなくなったことによるものです。

◆小児慢性医療費助成受給者数

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 75 | 74 | 74 | 81 | 77 | 59 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （６）障害や発達に課題のある子どもの状況

◆健康診査時心理相談・心理経過観察健診利用者数

単位：人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 　　 | 心理相談利用者数 | 相談項目総数 | 相談項目内訳（延数） |
| 問題なし | 精神発達の問題 | ことばの問題 | くせの問題 | 行動性格の問題 | 社会性の問題 | 生活習慣の問題 | 養育者の問題 | 家庭環境の問題 | 疾患障害の疑い | その他 |
| 心理相談 | １歳６か月児健康診査 | 167 | 411 | 0 | 56 | 85 | 26 | 114 | 60 | 14 | 28 | 10 | 18 | 1 |
| ２歳児歯科健康診査 | 153 | 328 | 0 | 27 | 85 | 26 | 109 | 45 | 6 | 19 | 7 | 4 | 0 |
| ３歳児健康診査 | 164 | 387 | 0 | 43 | 40 | 12 | 117 | 55 | 17 | 46 | 22 | 32 | 3 |
| 心理経過観察健診 | １歳６か月児健診・３歳児歯科健診後 | 184 | 440 | 0 | 36 | 107 | 5 | 122 | 73 | 10 | 50 | 15 | 22 | 0 |
| ３歳児健診後 | 231 | 593 | 0 | 57 | 80 | 10 | 169 | 108 | 21 | 70 | 37 | 40 | 1 |

資料：健康課　令和元年度実績

◆わかくさ発達相談等の実施件数

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 発達・見学相談 | ことばの教室 | 親子保育 | 訪問相談 | 連絡調整等 | 外来訓練 | 訪問訓練 | 合計 |
| 利用人数 | 1,582 | 104 | 1,123 | 61 | 332 | 94 | 5 | 3,301 |

資料：わかくさ学園（令和元年度実績）

◆特別支援学級等への在籍状況

単位：人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 小学校 | 中学校 | 合計 |
| 固定 | 学級数 | 17 | 5 | 22 |
| 児童・生徒数 | 122 | 32 | 154 |
| 通級 | 学級数 | 3 | 1 | 4 |
| 児童・生徒数 | 27 | 16 | 43 |
| 特別支援教室 | 児童・生徒数 | 231 | 56 | 287 |

資料：指導室　令和２年５月１日現在

### （７）雇用・就労の状況

◆障害者の職業紹介状況（三鷹公共職業安定所管内）

単位：人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 登録者数 | 職業紹介状況 |
| 就業中 | 求職中 | 保留中 |
| 全　体 | 4,545 | 2,337 | 1,532 | 676 |
| 身体障害者 | 1,426 | 781 | 406 | 239 |
| 知的障害者 | 1,105 | 755 | 258 | 92 |
| 精神障害者 | 1,901 | 772 | 800 | 329 |
| 発達障害者 | 57 | 6 | 48 | 3 |
| 難病障害者 | 32 | 11 | 14 | 7 |
| 高次脳機能障害者 | 14 | 7 | 4 | 3 |
| その他 | 10 | 5 | 2 | 3 |

資料:三鷹公共職業安定所　令和２年３月末現在

◆就労支援室（さいわい・あおぞら）利用状況

単位：人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 区分※１ | 登録者数 | 活　動　状　況 |
| 新規就職者数 | 就業中※２ |
| さいわい | 身体障害者 | 12 | 2 | 7 |
| 知的障害者 | 116 | 11 | 102 |
| 精神障害者 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 127 | 13 | 110 |
| あおぞら | 身体障害者 | 2 | 0 | 0 |
| 知的障害者 | 4 | 0 | 2 |
| 精神障害者 | 90 | 18 | 44 |
| 合計 | 91 | 18 | 45 |
| 全体 | 218 | 31 | 155 |

 資料：障害福祉課（各年３月31日現在）

※１：障害が重複している場合、「合計」「全体」は実人数で計上しています。

※２：新規就職者以外で、当該する年度以前から当該年度末まで就労を継続している登録者

◆福祉施設から一般就労への移行状況

単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 全　体 | 10 | 13 | 15 | 11 | 9 |
| 身体障害者 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害者 | 4 | 5 | 2 | 2 | 0 |
| 精神障害者 | 5 | 6 | 13 | 9 | 9 |

 資料：障害福祉課（各年３月31日現在）

## ２　前回計画の評価

平成27年に策定した「東久留米市障害者計画」における各施策について、担当課の自己評価に基づき、これまでに取り組んだ内容と課題を取りまとめました。

### 基本目標１　相談支援体制の充実

（１）特定相談支援事業所の整備と相談支援専門員への支援

* 特定相談支援事業所として現在16事業所が指定されています。近隣市と比べ指定事業者数は多くなっている一方、一人当たり件数が多いため、相談支援専門員の不足が課題となっています。
* 事業者中心に構成される施設代表者会の部会において、相談支援専門員が相談支援の課題や個別ケースについて相談できる機能を果たしています。相談支援専門員のスキルアップについては、現在、東京都等が実施している研修会を案内していますが、市独自の研修会の実施などが引き続き課題となっています。

（２）障害の多様化に応じた相談支援体制の充実

* 要保護児童対策地域協議会の運営による総合的な支援や、子ども家庭支援センター、障害者虐待防止センター、特別支援学校コーディネーターの巡回相談、身体・知的障害者相談員等、各種相談機関による相談支援を行っています。
* 障害福祉サービス等における申請や計画相談以外に一般相談を受け付けていますが、相談内容の多種多様化が課題となっているほか、対応も傾聴から支援につなげるなど様々な状況です。
* 障害のある人に対する虐待防止に向け、地域の関係機関と連携して取り組んでいますが、障害児を含めた児童の虐待相談は増加傾向にある状況です。関係機関と連携し、虐待を早期に発見するとともに、虐待の背景や要因を分析し、具体的な支援に結びつけることが課題となっています。
* 市内当事者団体等によるボランティアによる身体・知的障害者相談員を設置していますが、庁内の窓口相談が増加している一方、身体・知的障害者相談員の利用は減少しています。

### 基本目標２　地域生活を支援するサービス基盤の充実

（１）障害福祉サービス、医療サービスの提供体制の充実

* 指定管理者による管理運営を行っているさいわい福祉センターにおいて障害福祉サービス等の提供に取り組みました。
* 訪問系・日中活動系サービスについては、一部のサービスにおいて福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況があります。
* 医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、在宅において療養できる環境を整備することを目的として、在宅医療・介護連携推進協議会を開催しています。

（２）年金、医療費助成、手当などによる経済的支援の実施

* 各種手当の給付や医療費助成等を通じて経済的支援を行っています。また、障害年金について、相談者が確実に申請できるよう、窓口での相談支援に取り組みました。今後も確実な受給につなげるため、制度の周知、受付・相談を継続していく必要があります。

（３）高齢者への介護保険給付の充実と介護予防の推進

* 要介護者の方の日常生活の自立支援として「福祉用具の貸与・購入」や「住宅改修」を行なうとともに、介護サービスの質の充実に対する取り組みを継続していくことが必要です。
* 65歳以上の方が利用可能な一般介護予防事業を実施するとともに、自主グループの立ち上げ講座等を開始し、介護予防の普及・啓発の充実に努めました。一方で定員に満たない教室があることから、周知普及に努める必要があります。

### 基本目標３　障害児への療育と特別支援教育の充実

（１）早期発見・早期療育の推進

* 乳幼児健診等を通じて、乳幼児の発育・発達状況を確認し、疾病の早期発見や、育児面・発達面の相談を実施しています。未受診者に対するフォロー及び発達面が気になるものの保護者に相談ニーズがない場合のフォローが課題となっています。
* わかくさ学園は、児童発達支援事業及び発達相談事業などの実施により障害児療育に努めて来ましたが、令和２年度より児童発達支援センター移行しました。これまで行ってきた通所支援や相談支援に加え、療育の知見やノウハウを活かした民間事業所への巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施しています。

（２）特別支援教育の充実

* 保護者及び就学前支援機関によって記入される支援シートを通じて、小学校・特別支援学校との情報共有による、切れ目のない障害児支援に努めています。引き続き要配慮児童介助員の安定した人員確保のほか、特別支援に関する保護者の理解を深めるとともに、学校教員への指導を行っていく必要があります。

（３）保護者への就労支援の充実

* 保育所及び学童保育所では、集団保育における障害児保育の実施に当たり、一人ひとりの状況に応じた保育体制の充実に取り組んでいます。特別な支援を要する子どもは増加傾向にあるため、引き続き、研修等により、職員の資質向上に努める必要があります。

### 基本目標４　安心して地域で生活できる環境の整備

（１）公共施設等のバリアフリー化の推進

* 公共施設等におけるバリアフリー化の推進に取り組むとともに、グループホーム・入所施設等の居住系サービスの充実や地域生活支援事業における住宅改修費の給付に取り組んでいます。
* 路線バス事業者へ新規路線開設の要望を行い、平成28年に開通したほか、地域公共交通の充実に向けた調査研究及び検討を進め、令和２年３月より東久留米市デマンド型交通の実験運行を開始しています。

（２）情報アクセシビリティの向上と参政権の確保

* 声の広報や市議会だよりの作成等による、市政情報のアクセシビリティの向上に努めています。
* 障害者が不足する情報収集や意思疎通の支援の一環として、地域生活支援事業における情報・意思疎通支援用具の支給や聴覚障害者が健聴者との円滑な意思疎通及び社会活動等の参加による知識の習得を援助するため磁器ループ（ヒアリングループ）の貸し出しなど行い、多様なニーズへの対応に取り組んでいます。
* 声の選挙公報の作成、点字投票、代理投票及び郵送による投票などを行い、参政権の確保に努めています。

（３）防災・防犯のための地域ぐるみの協力体制をつくる

* 災害時要支援者名簿として障害者の対象名簿を作成しており、避難行動要支援者にかかる名簿管理方法や個別支援方法について、庁内各課や関係機関との役割分担について検討する必要があります。災害時医療救護所の運営方法等については、今後の課題となっています。
* ヘルプカード・ヘルプ手帳について、障害者手帳交付などの機会を利用して配布しており、障害者に対しては一定程度普及している状況ですが、障害の有無にかかわらず幅広い市民に認知されることが必要となっています。

### 基本目標５　就労や社会活動による生きがいづくりの推進

（１）就労支援の充実と地域での仕事の開拓

* 一般就労の拡大に向けて、就労支援室「さいわい」「あおぞら」を開設しています。一方で新規就労者数は例年横ばいの状態となっているほか、仕事が合わず定着できないケースもあり、課題となっています。
* 優先調達法に基づき、障害者就労支援施設等からの優先調達に取り組んでいます。調達する各所管課での意識の醸成と維持が今後も必要となっています。

（２）生涯学習活動への支援と余暇活動の充実

* 身近な地域での社会活動への参加促進として、にぎやかカーニバル、ぽかぽか春の集いなど、各福祉団体や実行委員会等の主催により実施されています。
* 手話奉仕員者や障害者スポーツ指導員などの養成に取り組んでいます。いずれも継続して養成に取り組む必要があります。

### 基本目標６　心のバリアフリーの推進

（１）全庁的な推進体制の確立

* 障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮の提供に向けた、職員対応要領を作成し、要領普及のための研修を実施しています。不当な差別の解消・合理的配慮の提供といった趣旨を職員の意識の中に継続して定着させていくことが課題となっています。

（２）市民への啓発事業の実施

* 障害者による美術・工芸等の作品展の実施や、市内障害者施設との共催による夏祭りの開催、障害者週間での啓発事業に取り組んでいます。作品の応募団体の増加が課題となっているほか、各種イベントへの参加者増加のため引き続き周知に努めていく必要があります。

# 第３章　計画の基本的な考え方

## １　基本理念

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、医療・福祉・生活支援などが一体的に提供される仕組みづくりや、一人ひとりの社会参加を促すことが求められています。

そのためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、共に助け合う、地域共生社会の実現が重要です。

本市では、長期総合計画において、まちづくりの主役である市民一人ひとりは、人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざまな場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念と定めています。

このような方向性を踏まえ、障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のさまざまな活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる、共に支えあう地域づくりを目指し、本計画の基本理念を前回計画から引き継ぎ、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」とします。

**障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、**

**自らの意思で参加できるまち**

## ２　基本的視点

この基本理念に基づき、本計画に基づく施策の推進にあたっては、次の３つの施策横断的な視点を設定します。

### （１）自己実現を図るための支援を切れ目なく行う

障害のある人が必要とする障害福祉サービスをはじめとした各種支援を受けることができるよう、一人ひとりの生活ニーズやライフステージに合わせた支援を行い、本人にとっての選択の幅を広げ、切れ目のない支援を行います。

### （２）障害があっても安心して暮らせるまちづくりを進める

障害者にとっての安全は、障害の有無にかかわらず、社会全体の安全につながります。障害があっても、地域で安心して生活できるよう、公共施設等のハード面とともに、情報提供面のバリアフリーを進めていきます。

### （３）共に支え合う地域づくりを進める

障害者が地域の人々から気軽に必要な支援を受けられるためには、日常的な「つながり」を深めていくことが必要です。そして、障害があっても地域活動の担い手として参加できることが、障害者にとっての生き甲斐となります。本市の地域福祉計画の理念「新たな“つながり”づくり」を実現していくため、障害の有無を超えて、共に支え合う地域づくりを進めます。

## ３　基本目標

### 基本目標１　相談支援体制の充実

平成30年の社会福祉法の改正により、多様化・複雑化する地域生活課題に対応するため、これまでの分野の垣根を超えて各機関が横断的に連携して課題解決に取り組む包括的な支援体制の構築が求められています。

相談機関の周知普及に努めるとともに、相談支援事業所への支援や、研修会の実施等を通じた相談員のスキルアップを支援します。また、保健、福祉、教育、労働などの分野横断的な連携体制を強化し、多様化・複雑化する地域生活課題に応じることができる相談支援体制の充実を目指します。

### 基本目標２　地域生活を支援するサービス基盤の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、主体的に必要なサービスを選択できるよう、各種福祉サービス、在宅療養を支える医療サービスを障害特性に合わせて総合的に提供することが必要です。

現在の暮らし方は家族と同居の方が最も多く、今後の希望も同様の傾向になっていることから、地域で安心して生活するためのサービスの確保、質の向上や、介助する家族等の負担軽減に向けた支援に努めます。また、年金、医療費助成、各種手当について受給につながるよう、制度の周知、相談・申請等の支援に努めます。

### 基本目標３　障害児への療育と特別支援教育の充実

本市において、特別な支援を要する子どもは増加傾向にあり、障害の特性や発達段階に応じた切れ目のない療育・教育体制が重要となっています。

そのため、各種健診を通じた発育・発達状況の確認のほか、保護者や保育・教育施設、保健医療機関との連携強化に努め、障害の早期発見・早期療育を推進します。

また、発達に課題をもつ子どもが必要なサービスを受けられる環境整備のほか、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り共に学ぶことのできる場や機会の提供に努めるとともに、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていくため、必要な支援が提供できるようコーディネーター機能等の整備に努めます。

さらに、保育園、学童保育所では、児童発達支援センターわかくさ学園等の専門機関や施設と連携し、集団保育における障害児保育を実施するための体制の充実に努めます。

### 基本目標４　地域で共に暮らす環境づくり

国では、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指しています。

当事者の６割が障害者に対する差別・偏見があると感じており、その内容として地域の人の接し方や態度が多くなっています。地域の障害者への理解促進に向けては、広報・啓発活動に加え、障害者が地域で生活し、住民同士が身近にふれあうことのできる環境が求められており、地域住民の障害に対する理解促進に向けて、引き続き取り組む必要があります。

また、地域での見守り活動や災害時等の緊急時など、地域住民が主体的に支え合い・助け合うことのできる地域づくりに向けて、民生・児童委員や自治会、自主防災組織等の地縁組織との連携・協力体制の強化に努めます。

さらに、障害のある人の社会活動を支え、快適な生活環境を整えるため、施設のバリアフリー化や交通機関の整備についての検討し、障害特性に対応した情報アクセシビリティの向上に努めます。

### 基本目標５　就労や社会活動による生きがいづくりの推進

障害のある人の意思に基づき、可能な限り地域の中で安心して自立した生活を送るためには、本人に適した形で就労ができるようにサポートをしていくことが重要になります。

就労していくために必要な支援として、就労までの総合的な相談支援や柔軟な勤務体制、職業・雇用の拡大を求める声多く、就労に結び付くためのきめ細かな支援や企業への理解、活用促進が求められています。

そのため、障害特性・状態により一般就労へのステップアップを目指す福祉的就労を充実させるとともに、一般就労・就労継続に向けた支援を、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）を中心に、ハローワーク等の関係機関とともに推進します。また、地域の企業に協力を求めるなど、障害者の雇用につながる取組の実施に努めます。

また、障害のある人が、さまざまな分野の社会活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにもつながります。そのため、障害のある人が、地域活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるよう、各種事業主催団体との連携に努めます。

## ４　障害者計画の施策体系

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基本理念 |  |  | 基本目標 |  |  | 施策 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| **障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、****自らの意思で参加できるまち** |  |  | **基本目標１　相談支援体制の充実** |  |  | （１）特定相談支援事業所の整備と相談支援専門員への支援 |
|  |  |
|  |  |  |  | （２）障害の多様化に応じた相談支援体制の充実 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | （３）権利擁護の推進 |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  | **基本目標２　地域生活を支援するサービス基盤の充実（障害福祉計画を含む）** |  |  | （１）福祉サービスの充実 |
|  |  |
|  |  |  |  | （２）医療体制・健康づくり支援の充実 |
|  |  |
|  |  |  |  | （３）経済的支援の実施 |
|  |  |
|  |  |  |  | （４）高齢者への介護保健給付の充実と介護予防の推進 |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  | **基本目標３　障害児への療育と特別支援教育の充実（障害児福祉計画を含む）** |  |  | （１）早期発見・早期療育の推進 |
|  |  |
|  |  |  |  | （２）障害児保育の充実 |
|  |  |  |
|  |  |  |  | （３）教育環境の充実 |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  | **基本目標４　地域で共に暮らす環境づくり** |  |  | （１）心のバリアフリーの推進 |
|  |  |
|  |  |  |  | （２）地域ぐるみの協力体制の構築 |
|  |  |
|  |  |  |  | （３）公共施設等のバリアフリー化の促進 |
|  |  |
|  |  |  |  | （４）情報アクセシビリティの向上 |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  | **基本目標５　就労や社会活動による生きがいづくりの推進** |  |  | （１）就労支援の充実と地域での仕事の開拓 |
|  |  |
|  |  |  |  | （２）生涯学習活動への支援と余暇活動の充実 |
|  |  |

# 第４章　障害者計画における施策の推進

**基本目標１　相談支援体制の充実**

**（１）特定相談支援事業所の整備と相談支援専門員への支援**

取組の方向性

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、本人や家族の意向を尊重し、必要とする支援に適切につなげる相談支援の役割が重要です。

そのため、身近な地域で相談できる相談支援事業所の確保に努めるとともに、事業所に対する適切な指導を行います。また、提供するサービス利用計画への利用者の満足度が高まるように、相談支援専門員のスキルアップを支援します。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 特定相談支援事業所等の確保 | ・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の指定を行う。・市内の指定事業所に対し、施設代表者会等の機会を通して集団指導等を行う。 | 障害福祉課 |
| ② | 相談支援専門員への支援 | ・施設代表者会の相談支援部会にて相談支援専門員からの個別ケースの相談を受ける。・国や都などが実施する研修等について情報提供するとともに、市独自の研修会の開催について検討し、相談支援専門員のスキルアップを図る。 | 障害福祉課 |

**（２）障害の多様化に応じた相談支援体制の充実**

取組の方向性

障害のある人が身近なところで安心して相談ができ、様々なサービスを状況に応じて適正に選択できるよう、ライフステージに応じた情報の提供を行います。

分野ごとの相談等に各部署が専門的視点から応じていくと共に、相談機関どうしの連携を深め、児童については特別支援教育のセンター的な機能をもつ都立の特別支援学校の協力も得て、相談者がどの相談機関を利用しても適切な支援に結び付けるようにします。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 子ども家庭支援センターによる相談事業 | 18歳未満の児童と、子育てをしている家庭に関する相談・支援等を実施する。 | 児童青少年課 |
| ② | 要保護児童対策地域協議会の運営 | 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者、特定妊婦に関する情報交換並びに関係機関の連携及び支援内容に関する協議を行う。 | 児童青少年課 |
| ③ | 特別支援学校のコーディネーターによる巡回相談 | 市内小中学校が都立の特別支援学校のコーディネーターに依頼して、支援が必要な児童生徒の支援方法などについて指導を受ける。 | 指導室 |
| ④ | コーディネーターによる保育所への巡回相談 | 認可保育園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所に、コーディネーターが訪問し相談を受ける。 | 子育て支援課 |
| ⑤ | スクールソーシャルワーカーによる支援等 | 小学生、中学生、就学前幼児を対象に虐待、発達障害、不登校等にかかわる相談支援（関係機関との連絡・調整）を実施する。 | 指導室 |
| ⑥ | 中央相談室（教育センター内）と滝山相談室（西部地域センター内）における教育相談 | 小学生、中学生、就学前幼児を対象に臨床心理士による、発達障害、不登校、学力不振等にかかわる相談を実施する。 | 指導室 |
| ⑦ | 精神保健福祉相談事業 | 精神障害者の社会復帰・社会参加の促進及び精神疾患の早期治療・治療継続の支援のため、専門医による相談事業及び関係者に対する助言を行う。 | 障害福祉課 |
| ⑧ | 委託相談支援事業 | 地域で暮らす障害者に対し日常生活や社会生活が営めるように支援する（一般相談事業）。 | さいわい福祉センターめるくまーる |
| ⑨ | 障害者総合支援法上の地域相談支援 | 【第５章　障害福祉計画に掲載】 | 障害福祉課 |
| ⑩ | 児童福祉法上の障害児相談支援 | 【第５章　障害福祉計画に掲載】 | 障害福祉課 |
| ⑪ | 身体・知的障害者相談員 | 当事者やそのご家族からなる相談員による、身体・知的障害者向けの相談を実施する。 | 障害福祉課 |
| ⑫ | 高次脳機能障害者への支援のネットワーク化 | 高次脳機能障害者への支援のネットワーク化を目的として、北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会を近隣５市で運営し、市民交流事業等を実施する。 | 障害福祉課 |

**（３）権利擁護の推進**

取組の方向性

虐待は被害者の心と身体を深く傷つける重大な人権侵害であり、障害のある人が虐待を受けることがないよう、虐待の防止に努めていきます。

また、判断能力の不十分な人の権利擁護の視点から、財産管理や契約の代行、意思決定支援など、判断能力が十分ではない人に向けた保護や支援を社会福祉協議会と連携して行います。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 障害者虐待防止センター | 養護者・施設従事者・使用者による障害者への虐待の通報・届出等の受付、及び障害者の安全確認・事実確認・指導等を実施する。 | 障害福祉課 |
| ② | 成年後見制度利用のための相談事業等 | 成年後見制度推進事業を社会福祉協議会に委託し、現在の推進機関を中核機関とし、今までの広報機能、相談機能に加え、受任者マッチング機能や後見人に対する支援も行い、制度の利用促進を図る。 | 福祉総務課障害福祉課介護福祉課 |
| ③ | 消費者トラブルから障害者を守る啓発事業等 | 消費者センター（市役所内）にて消費者トラブルに関する相談受付、消費者講座による消費者啓発や消費者教育を行う。 | 生活文化課 |



**障害者権利条約とは？**

「障害者の権利に関する条約」（「障害者権利条約」）は、平成18年12月に国連総会で採択された、あらゆる障害者の、尊厳と権利を保障するための条約です。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等の様々な場面での格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障害者保護への取り組みを求めているものです。

我が国は条約の締結に向け、平成21年に障がい者制度改革推進本部を設置し、５年間を改革の集中期間として制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直しなど意識面・行動面の改革に取り組みました。

その結果、平成26年１月に批准され、平成26年２月から効力を生じています。

**コラム**



**コラム**

**合理的配慮を考えよう**

障害者権利条約批准に向けた改革の一つとして、障害者差別解消法があります。この法律は、障害のある人の差別解消に向け、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が明記されています。

合理的配慮とは、障害のある人が権利を確保・尊重されながら生活していくために必要な配慮（過度な負担を伴わないもの）のことです。

●手話や筆談などで対応する

●読み上げソフトに対応した、ウェブサイトを作成する

●会議や研修などで、休憩時間をこまめにとる

●わかりやすい言葉や表現を使う　　　　　　　　　等

合理的配慮を提供していくためには、施設のバリアフリー化などハードの整備も大切ですが、障害のある人に対する理解、共生の思いが根底にあることが不可欠です。また、どのような配慮が合理的であるかは、障害の特性や本人の意思、置かれた環境によっても異なってきます。

事例を単純に当てはめるのではなく、障害のある本人やその介助者との対話、コミュニケーションの中で、その人に合った最大限の配慮をしていくことが大切です。

## 基本目標２　地域生活を支援するサービス基盤の充実

**（１）福祉サービスの充実**

取組の方向性

障害のある人の日常生活を支えるためには、在宅におけるサービスや日中活動におけるサービス、必要な用具の給付など、様々な障害特性や年齢に応じたサービスの提供が求められます。

そのため、各種の障害福祉サービスが、希望に沿って、円滑に提供できるよう、サービス量の確保に努めます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 訪問系・日中活動系サービス等の充実 | 【第５章　障害福祉計画に記載】 | 障害福祉課 |
| ② | 地域生活支援事業の充実 | 【第５章　障害福祉計画に記載】 | 障害福祉課 |
| ③ | さいわい福祉センターの管理運営 | ・居宅介護、同行援護、生活介護、就労移行支援、計画相談支援の障害福祉サービス・日中一時支援（都型ショートステイを含む）、移動支援、地域活動支援センター事業・会議室等の貸し出し業務等 | 障害福祉課 |

**（２）医療体制・健康づくり支援の充実**

取組の方向性

障害のある人の身体や心にかかる負担を軽減し、心身の健康を維持・増進するためには医療・健康づくりへの支援に取り組む必要があります。

そのため、健康診査や健康相談等、健康維持のための保健活動に取り組みます。また、障害のある人の心の健康の保持・増進に向け、多様化する相談内容に対応できる支援体制を強化するとともに、自殺の早期予防、早期対策としてのゲートキーパーの育成に努めます。

難病等により医療ニーズが高い方は、在宅で医療サービスが受けられることが必要です。在宅療養連携会議等に参加し、訪問診療や訪問看護を提供する医療関係者と、介護サービス関係者とのネットワークづくりを進めます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 在宅療養ネットワークづくり | 在宅療養連携会議に参加し、訪問診療や訪問看護を提供する医療関係者と、介護サービス関係者との連携強化に努める。 | 介護福祉課障害福祉課健康課保険年金課 |
|  | 自殺対策事業 | ・市自殺対策計画の推進及び進捗管理を行う。・自殺リスクを抱えた市民について早期に気づき、適切な支援に結びつけることができるよう、庁内外連携による支援体制づくりを進める。・市民及び関係機関を対象にゲートキーパー養成講習などを実施し、ゲートキーパーに関する知識の普及をはかり、支え合う地域づくりを進める。 | 健康課 |

**（３）経済的支援の実施**

取組の方向性

障害がある人の中には、心身機能の維持向上にかかる医療費の負担や、就労継続の難しさ、工賃の低さ等を背景に、経済的な不安や困難を抱える人がいます。

そのため、各種サービスの入り口となる障害者手帳の手続きにおいて、障害に応じた各種制度や手当の情報提供を適切に行います。

また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行においては、サービスの利用者が大きな不安をもたないように丁寧な情報提供を行い、支援していきます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 障害者手帳の案内と受付・交付・付帯サービスの案内 | 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付、付帯サービスの案内を行う。 | 障害福祉課 |
| ② | 各種の手当の給付事業 | 障害のある方の経済的支援に向け、国・都・市による各種手当の受付と支給を行う。 | 障害福祉課児童青少年課 |
| ③ | 移動経費負担軽減事業 | ・対象となる方に対し車による移動の介助を受けている方へガソリン費を助成する。・対象となる方に対し通常の交通機関での移動が困難な方へタクシー費を助成する。 | 障害福祉課 |
| ④ | 自立支援医療（更生・育成・精神通院）の給付 | 【第５章　障害福祉計画に記載】 | 障害福祉課 |
| ⑤ | 心身障害者医療費助成の支給 | 心身障害者医療費助成（マル障）受給者証に係る申請受付を行う。 | 障害福祉課 |
| ⑥ | 難病医療費助成・小児慢性疾患医療費助成の案内と受付 | 国及び東京都が実施している難病医療費助成事業と小児慢性疾患医療費助成事業の案内と申請受付を行う。 | 障害福祉課 |
| ⑦ | 年金の相談と受付 | 障害基礎年金の受付・相談を行う。 | 保険年金課 |
| ⑧ | 各種減免措置の実施 | ・障害者の自立及び社会参加の支援等のために市内の障害者に関わる団体や障害者手帳所持者等（同行し介護する者を含む。）が使用するとき、市内公共施設使用料を免除する。・障害の区分・等級に応じて、軽自動車税を減免する。・一定の要件を満たす障害者に市指定ごみ収集袋を交付する。 | 各公共施設所管課課税課ごみ対策課 |

**（４）高齢者への介護保険サービスの充実と介護予防の推進**

取組の方向性

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても本人や家族介護者が安心して暮らせるよう、社会全体で支え合う仕組みです。その創設から20年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の三倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

本市においても、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が過せるよう、医療・介護・介護予防・健康づくり・生活支援・住まいを一体的に支援する施策の取り組み（地域包括ケアシステムの推進）を継続的に実施しています。

令和3年度からは、令和3年3月に策定した「第8期（令和3～5年度）東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防・重度化防止のための取組、地域包括ケアシステムの一層の強化のための取組等を計画的かつ総合的に推進していきます。

障害者の方においても、身体障害者の3分の2が65歳以上の高齢者であり、介護給付を受けている方のほか、これから65歳になる方もいます。６５歳になったことにより障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行するサービス利用者に対しては、必要なサービス提供に向け、事前のご案内など、丁寧な情報提供を行っていきます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 高齢障害者への介護保険サービスの充実 | 利用者が真に必要とするサービスを過不足なく提供し、より効果的・効率的な介護給付を行うため、介護サービスの質の充実や整備の必要性を検討する。 | 介護福祉課 |
| ② | 高齢者への介護予防・重度化防止の推進 | 地域で自分らしい生活が送れるよう、65歳以上の方が利用可能な一般介護予防事業や基本チェックリストを活用した介護予防・生活支援サービスを提供する。 | 介護福祉課 |

**基本目標３
障害児への療育と特別支援教育の充実**

**（１）早期発見・早期療育の推進**

取組の方向性

障害のある子どもの成長・発達には、乳幼児期から学童期に至るまでの早い段階で障害を発見し、適切な療育につなげることが重要となっています。そのため、健康診査等での早期発見に努めるとともに保護者及び関係機関、地域との連携による支援を推進します。

乳幼児の発育及び発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見と育児上の問題について、保健指導・相談等を実施します。

療育を必要とする乳幼児には、わかくさ学園発達相談室の事業を通じて、関係各課の連携により早期療育につなげていきます。また、親子療育等の事業を実施し、発達の課題への保護者の気づきに寄り添い、個々の児童の状況に応じ適切なサービスが受けられるよう支援を行います。

また、東京都や医療機関等の専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進するとともに、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、コーディネーターとして養成された専門員等の配置を推進します。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 乳幼児健診 | ３～４か月・１歳６か月・３歳の乳幼児に対し、総合的な健康診査を行い、疾病の早期発見・早期治療を図る。必要時、臨床心理士や栄養士・保健師による心理発達面・育児等の個別相談を行う。 | 健康課 |
| ② | 発達健診 | 各健診の結果、運動及び精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対し、児童精神・小児神経の専門医による健診を行い、障害の早期発見・早期治療を図る。 | 健康課 |
| ③ | 心理経過観察健診（個別）子どもクループ（集団） | ・（個別）心理面で要経過観察と判断された児に対して、臨床心理士による定期的な相談を行う。・（集団）発達面が気になる乳幼児や子育て困難な保護者に対し、遊びを取り入れた小集団指導を行い、発達支援やより良い親子関係づくりを目指す。 | 健康課 |
| ④ | 児童発達支援センターわかくさ学園での児童発達支援事業 | 障害や発達の遅れのみられる０～６歳の未就学児を対象とし、専門的な療育を行う。園児の生活の場として発達を促すとともに、保護者・家庭への支援も併せて行う。 | 障害福祉課 |
| ⑤ | わかくさ学園発達相談室での療育、相談事業 | 増加・多様化する家庭でのニーズに対応するため、各機関と連携し、多角的な支援を行う。 | 障害福祉課 |
| ⑥ | 児童福祉法上の児童通所支援事業 | 【第６章　障害福児祉計画に記載】 | 障害福祉課 |
| ⑦ | 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築 | 【第６章　障害児福祉計画に記載】 | 障害福祉課 |

**（２）障害児保育の充実**

取組の方向性

保育所での障害児保育を充実させるために、児童発達支援センターわかくさ学園等の専門的施設・機関と連携し、障害のある乳幼児に対し、早期療育や個々の発達状況に応じた保育を提供できるよう努めます。

また、放課後児童健全育成事業（学童保育）における特別な支援を要する児童の受け入れにあたり、育成支援の充実に努めます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 保育所等による障害児保育の充実 | 専門的施設や機関と連携し、巡回相談を実施するとともに、障害児保育審査会において障害のある乳幼児の個々の発達状況等に応じた保育を提供できるよう処遇の検討を行う等、集団保育における障害児保育の充実を図る。 | 子育て支援課 |
| ② | 学童保育所への障害児受け入れ | 放課後児童健全育成事業（学童保育）における特別な支援を要する児童の受け入れにあたり、受け入れ状況に応じた職員の配置など、育成支援の充実を図る。また、研修等を通じて、学童保育所職員の資質向上を図る。 | 児童青少年課 |
| ③ | 児童発達支援センターわかくさ学園での保育所等訪問支援事業 | 保育所等の保護者からの申請により、児童が集団生活に適応できるよう、職員が施設を訪問し、連携しながら適切な支援を図る。 | 障害福祉課 |
| ④ | 児童発達支援センターわかくさ学園での巡回相談事業 | 保育所等からの要請により施設を訪問し、専門的視点から、個々の児童の状況に応じて、その施設の職員への助言を行う。 | 障害福祉課 |

**（３）教育環境の充実**

取組の方向性

障害のある子どもが、自分の能力に応じて自分らしく生活するためには、個々の状況に応じた適切な支援を行うことができる教育環境が重要となります。

そのため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、共通の支援シートを活用して、就学前機関と小学校・特別支援学校間で障害のある児童について適切な情報共有を行うとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学習し、全ての子どもが学び分かりあう、インクルーシブ教育を推進し、多様な学習の場を通して、地域共生社会の実現を目指します。

また、就学時には、障害の特性に応じた多様な学びの場についての情報を保護者に十分に提供し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 支援シートによる小学校・特別支援学校との情報共有 | ・健康、コミュニケーション、生活の特徴、保護者からの要望、就学前機関から大切にしてきたこと、就学後も必要と思われること等を記した支援シートの作成により、切れ目のない情報共有に努める。・シームレスな支援をおこなうため各学校との連携を深める。 | 保育所幼稚園わかくさ学園等指導室 |
| ② | 就学支援事業 | 義務教育を受けるにあたって合理的な配慮を必要とする児童生徒に対し、適切な教育が実施される環境を判定し、円滑な就学を支援する。 | 指導室 |
| ③ | 特別支援学級による特別支援教育の推進 | ・支援を必要とする子どもへ適切な対応を行う体制の整備に努める。・義務教育を受ける際の、それぞれの児童生徒にあった合理的支援を学校で行う。・授業改善研究会の実施 | 指導室 |
| ④ | 要配慮児童への介助員の配置 | 支援が必要な児童生徒が授業を受ける際の学級支援を行う。 | 指導室 |
| ⑤ | 都立学校に通学する児童の副籍学校との交流事業 | 特別支援学校に通学する児童が地元の小中学校に副籍を置き、直接、間接の交流を行う。 | 学務課指導室 |
| ⑥ | 各小中学校の特別支援教育の連携 | 特別支援学級設置校長会、特別支援教育コーディネーター連絡会、特別支援学級担任研修会等を実施する。 | 指導室 |
| ⑦ | インクルーシブ教育 | ・就学相談・就学先決定の在り方に係る制度について改善を図る。・合理的配慮の充実のための更なる専門性向上に向けた教職員研修等を実施する。・小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を通して、地域共生社会の実現を目指す。 | 指導室 |

**基本目標４　地域で共に暮らす環境づくり**

**（１）心のバリアフリーの推進**

取組の方向性

地域共生社会の実現には、誰もが障害に関する正しい知識を持ち、福祉についての理解を深め、助け合い・支え合う地域づくりを推進していくことが重要です。

そのため、広く市民に向け障害に関する情報提供を行うとともに、イベント等の交流機会を通じた啓発活動の推進に努めます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 夕涼みの会 | 市内の障害者施設が共催で夏祭りを開催する。 | さいわい福祉センターほか |
| ② | ぴゅあ あーと展 | 圏域５市が連携し、障害のある人の作品展を開催することにより、その芸術・文化活動を推進するとともに、多くの圏域市民に障害のある人が制作した作品を鑑賞してもらうことにより、相互の理解を深める。 | 企画調整課実行委員会（障害者団体、事業所） |
| ③ | 手話祭りの開催 | 東久留米市ろうあ協会と協働で、市民の聴覚障害者への理解を深め、手話を普及させるためのイベントを実施する。 | 障害福祉課障害者団体 |
| ④ | いのちかがやけ作品展の開催 | 障害者による美術・工芸作品等の展示会を実施する。 | 社会福祉協議会 |
| ⑤ | 障害者週間にふさわしい啓発的事業 | 地域自立支援協議会の中で、障害者基本法に基づく障害者週間に相応しい事業としてどのようなことが可能か、継続的な検討を行う。 | 障害福祉課 |
| ⑥ | 障害・難病等啓発補助事業 | 当事者団体が実施する障害、難病等の啓発事業に対してその事業費の一部を補助することにより、障害、難病疾患等に関する理解の促進を図る。 | 障害福祉課 |

**（２）地域ぐるみの協力体制の構築**

取組の方向性

障害のある人が安心して日常生活を送るためには、地域住民の助け合い・支え合いによる見守り活動など、公的なサービス以外の部分での支援が重要となります。

そのため、災害時に支援を要する障害のある人とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、日頃から地域の中で顔見知りの関係を築くなどして、災害時等に安否確認、避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備に努めます。

コミュニケーションに困難のある障害者にヘルプカード・ヘルプ手帳を配布し、困っているときに周囲の人が気づき手を差し伸べやすい環境をつくります。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 災害時要援護者対策 | ・災害時要援護者支援計画の推進・手上げ方式の要援護者名簿の管理及び活用・避難行動要支援者名簿の作成及び管理、活用 | 防災防犯課福祉総務課障害福祉課介護福祉課 |
| ② | 防災訓練時の障害者の避難訓練の実施 | 総合防災訓練において、施設利用者を対象とした避難訓練を実施する。 | 防災防犯課障害福祉課 |
| ③ | 二次避難所の協定締結と設営に向けての訓練等 | ・防災行政無線の配備・二次避難所運営方法の検討 | 防災防犯課障害福祉課介護福祉課健康課子育て支援課 |
| ④ | 災害時医療救護所の運営 | 災害時医療救護所の運営方法の検討 | 防災防犯課健康課 |
| ⑤ | 災害情報発信事業 | 防災行政無線放送内容のホームページ、メール及びツイッター発信等、災害情報について、発信方法の多様化を推進する。 | 防災防犯課 |
| ⑥ | ヘルプカード・ヘルプ手帳の配布 | 身体、知的、精神に障害のある方、発達障害のある方、難病のある方へ「ヘルプカード・ヘルプ手帳」を配布する。 | 障害福祉課 |

**（３）公共施設等のバリアフリー化の促進**

取組の方向性

誰もが暮らしやすいまちの実現と、障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、道路整備や、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動手段の充実に向けての研究を行います。

そのため、駅を管理する鉄道会社、交通施設を管理する警察署、商業施設をもつ民間企業等と連携した対応を図っていきます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 障害者総合支援法上の居住系サービスの給付 | グループホーム・入所施設【第５章　障害福祉計画に掲載】 | 障害福祉課 |
| ② | 日常生活用具における住宅改修費の給付 | 【第５章　障害福祉計画に掲載】 | 障害福祉課 |
| ③ | 公共施設でのバリアフリー化の推進 | 大規模改修時に、段差解消のためのスロープや誰でもトイレの設置を進める。 | 施設建設課 |
| ④ | 小規模事業所、商業施設等のバリアフリー化の推進 | 福祉のまちづくり条例に基づき対象施設の区分に応じて、整備基準を定め、誰にも住みやすく、訪れやすいまちづくりを推進する。 | 施設建設課 |
| ⑤ | 道路整備と視覚障害者誘導用ブロックの敷設 | ・道路補修計画において道路を補修する際に、歩道のバリアフリー構造等を検討し進める。・公共機関・施設等の通行や利用者の多い箇所において、視覚障害者誘導用ブロックの設置を進める。 | 管理課 |
| ⑥ | 視覚障害者用信号機や時間延長タイプ信号機等の設置要望 | 交通管理者の所管となる視覚障害者用信号等の設置について、管轄の警察署を通じて都公安委員会に要望を行う。 | 管理課 |
| ⑦ | 駅等の公共施設での音声誘導システムの管理 | 駅等の公共施設において、音声誘導システムを適正に管理する。 | 管理課 |
| ⑧ | 路上放置物の是正と啓発 | 市が管理する道路上に放置された自転車等を条例に基づき適正に撤去を行う。また、路上に置かれた商店の商品や広告看板等を交通管理者と共に是正指導を行う。 | 管理課 |
| ⑨ | 地域公共交通の充実に向けての研究 | 多摩六都公共交通担当実務者連絡会への参加、路線バス事業者との調整等を行う。 | 道路計画課 |
| ⑩ | 東久留米市デマンド型交通の運行 | 令和２年３月より開始した東久留米市デマンド型交通について、実験運行を適切に検証しながら、廃止、継続又は新たな施策を展開するか検討する。 | 道路計画課 |
| ⑪ | 福祉有償運送事業者への補助事業 | 在宅の高齢者及び障害者(児)で自力での交通手段の利用が不可能な者(移動困難者)を対象とする市内の特定非営利活動法人等が実施する福祉有償運送事業に対する補助を行う。 | 福祉総務課障害福祉課 |

**（４）情報アクセシビリティの向上**

取組の方向性

障害のある人一人ひとりが、情報の入手に困難を感じることなく、必要な際に必要な情報を入手し、適切な支援に結び付くことが重要となります。

そのため、視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達に困難を生じる人について、音声情報の提供と音訳ボランティアの養成、手話・要約筆記等の意思疎通支援を行い、情報提供のバリアフリー化を進めて情報弱者をつくらないよう努めます。

また、障害のある人が選挙で投票しやすい環境の整備に努めます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 市ホームページにおけるアクセシビリティの配慮 | 市のホームページの閲覧が困難な障害者に対し、ホームページに読み上げ機能や文字拡大機能を付加するなど、情報アクセシビリティの向上に努める。 | 秘書広報課 |
| ② | 声の広報事業 | 視覚障害を持つ希望者に対し、市報の音声版（デイジー方式）の配布を行う。 | 秘書広報課 |
| ③ | 声の教育委員会だよりの作成と配布 | 目の不自由な方に教育委員会の活動を知っていただくため、音声版（デイジー方式）の「声の教育委員会だより」を希望者へ配布する。 | 教育総務課 |
| ④ | 声の市議会だよりの作成と配布 | 目の不自由な方に市議会の活動を知っていただくため、音声版（デイジー方式）の「声の市議会だより」を希望者へ配布する。 | 議会事務局 |
| ⑤ | 会議映像のインターネット配信事業 | 議会の映像をインターネット配信することにより、議会傍聴できない方へ情報提供を行う。 | 議会事務局 |
| ⑥ | 磁気ループ（ヒアリングループ）貸出事業 | 聴覚障害のある方、聴覚障害関連団体へ磁気ループ（ヒアリングループ）を貸し出す。 | 障害福祉課 |
| ⑦ | 磁気ループ（ヒアリングループ）専用受信機貸出 | 音声を聴き取りにくい方が、傍聴を希望する場合に、磁気ループ（ヒアリングループ）受信機を貸し出す。 | 議会事務局 |
| ⑧ | 情報・意思疎通支援用具の支給 | 視覚・聴覚障害（児）、音声・言語機能障害者等に対し、情報・意思疎通を支援するための日常生活用具を支給する。 | 障害福祉課 |
| ⑨ | 図書館におけるハンディキャップサービス事業 | ・読書や図書館利用にハンディキャップのある人に対する対面朗読や資料の貸出、宅配等のサービスの実施・図書館ホームページのアクセシビリティ及びユーザビリティの確保・図書館資料（DAISY図書等）の貸出・ICTを活用した資料提供についての検討 | 図書館 |
| ⑩ | 選挙における配慮 | ・点字投票、代理投票、郵送投票の実施。・指定施設における不在者投票を実施する。・声の選挙公報を作成する。 | 選挙管理委員会 |



**コラム**



※カードの裏面に専用のシールを貼り伝えたい情報を記入します

<市のヘルプカード>

<ヘルプマーク>

**ヘルプマーク・ヘルプカード**

ヘルプマークは平成24年に東京都が作成したもので、平成29年にJIS Z8210（案内用図記号）が改正され、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる全国共通のマークとなっています。

市では、障害のある方や難病に罹患している方が、日常で困った際に、また災害時や緊急時に、周囲の人に支援や配慮をお願いしやすくするため、ヘルプカードを作成しています。

聴覚障害や内臓疾患による障害、知的障害や精神障害など、一見してわかりにくい障害がある人等、様々な人が手助けを求めるときに役立ちます。

**基本目標５
就労や社会活動による生きがいづくりの推進**

**（１）就労支援の充実と地域での仕事の開拓**

取組の方向性

働くことは障害の有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、生きがいとなります。障害者が地域の中で生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加するためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが必要となります。

そのため、企業に対し、障害と障害のある人に対する理解の周知・啓発を図るとともに、市としても障害者の計画的な採用を進めます。

また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針に基づき、障害者の工賃向上へつながる支援を行います。

就労支援室「さいわい」「あおぞら」の活動により一般企業への就職と定着を支援します。また、難病患者の就労支援にも取り組んでいきます。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 障害者総合支援法上の就労支援事業 | 【第５章　障害福祉計画に記載】 | 障害福祉課 |
| ② | 就労支援室の運営 | 障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する。 | 障害福祉課 |
| ③ | 障害者職場体験実習 | 障害者就労支援の一環として、一般就労を目指す障害者の職場体験の機会を設ける。 | 障害福祉課 |
| ④ | 雇用促進パネル展 | 障害者雇用促進月間に、市内の事業所・就労支援室の活動をパネルにして展示する。また、就労支援室のスタッフが就労相談コーナーを設けて就労相談を実施する。 | 障害福祉課 |
| ⑤ | 障害者就労支援施設等からの優先調達の推進 | 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。 | 管財課障害福祉課 |
| ⑥ | 障害者の計画的な採用 | 法定雇用率を守るために、計画的に障害者を市職員として採用する。 | 職員課 |

**（２）生涯学習活動への支援と余暇活動の充実**

取組の方向性

障害のある人が、スポーツ・文化など、様々な分野の生涯学習活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにつながります。

健康づくりの面でも、余暇を過ごす意味でも、生涯学習を通じて交流を図りながら、身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、各種事業主催団体と連携して、障害者の社会活動への参加を促進します。

| № | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 文化協会への委託事業 | 地域団体、近隣学校のボランティア、わかくさ学園等の協力によるお日さまサンサンフェスティバルの開催 | 生涯学習課 |
| ② | 生涯学習センターにおける各種イベント事業 | 生涯学習センターにおいて障害児・者のつどい支援、にぎやかカーニバル支援、ぽかぽか春の集い等の開催。 | 生涯学習課ほか |
| ③ | 手話奉仕員及び通訳者養成事業 | 手話講習会（入門・基礎・応用・実践）を開催し、聴覚及び言語に障害のある方に派遣する、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。 | 障害福祉課職員課 |
| ④ | 手話通訳者研修会事業 | 市登録手話通訳者のさらなる意識・能力の向上を目指し行う研修会に対し補助を行う。 | 障害福祉課 |
| ⑤ | 障害者スポーツ指導員育成事業 | スポーツ推進委員に対し、障害者スポーツ指導員養成講習会への参加を促進するなど、指導員の育成に努める。 | 生涯学習課 |
| ⑥ | 読書や図書館利用にハンディキャップのある人への支援 | ・子ども読書活動推進計画に基づく取り組みの推進・ハンディキャップサービスの充実・ICTの利活用についての検討 | 図書館 |
| ⑦ | フットサル大会の実施 | 市内及び近隣市町村の福祉団体の方々とフットサルの試合を通して親睦交流を図る為に、障害者の方が参加するフットサル大会（東久留米市長杯）を実施する。 | さいわい福祉センターほか |



**いのちかがやけ作品展**

毎年10月頃に市民プラザホール・屋内ひろばを会場とし、東久留米市在住の障害をもつ方達が施設や学校での活動をとおして創った作品を展示しています。

作品は絵画、焼き物、紙細工など多岐にわたり、感性みなぎる色彩や造形、あふれる個性に思わず目を奪われます。

昭和56年に、国連「国際障害者年」を記念し、障害児（者）の理解を深める「ふれあいの場」として始まり、令和2年に40年目を迎えました。

障害児（者）問題に対する市民の関心を深め、相互理解につなげることを目的とし開催されています。

**コラム**

# 第５章　障害福祉計画

## １　障害福祉計画の基本的な考え方

国の示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和２年厚生労働省告示第213号）では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な考え方として、次のようにまとめています。

本市においても、これらの考え方を踏まえて、計画の推進に取り組みます。

### （１）訪問系サービスの提供体制の充実

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

### （２）希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障する。

### （３）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

### （４）福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

### （５）相談支援体制の構築

福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。これらの取組を効果的に進めるため、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。

## ２　令和５年度に向けた目標の設定

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、国の「基本指針」に即し、地域の実情に応じて、令和５年度における目標を設定し、計画を推進します。

### （１）福祉施設入所者の地域生活への移行

令和５年度末における地域生活に移行する人について、令和元年度末時点の入所者数の６％以上が移行することとします。

また、令和５年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減することとします。

■成果目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 備考 |
| 令和元年度末時点の施設入所者数 | 94人 | 令和元年度末の人数 |
| 令和５年度末時点の施設入所者数 | 88人 | 令和５年度末の利用人員見込み |
| 【目標値】地域生活移行者 | 6人 | 令和５年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数。令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上。 |
| 【目標値】施設入所者の削減 | 6人 | 令和５年度末までに削減する施設入所者数。令和元年度末時点の施設入所者数の1.6％以上。 |

### （２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、国の基本指針や成果目標を踏まえて、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続して行います。医療関係者としては、精神科医療に携わる関係者が参加します。また、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる活動指標及び東京都の示す令和５年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を設定します。

■活動指標

①　保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 開催数（人） | ― | １ | ３ | ３ | ３ | ３ |

②　保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、その他の関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 保健関係参加者数（人） | ― | ２ | ８ | ９ | ９ | ９ |
| 医療関係参加者数（人） | ― | ４ | ９ | １０ | １１ | １２ |
| 福祉関係参加者数（人） | ― | ９ | ５１ | ５３ | ５４ | ５５ |
| その他関係者参加者数（人） | ― | １ | ３ | ３ | ３ | ３ |

③　保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、目標を検討していきます。

■地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 備考 |
| 令和元年時点の長期入院患者数 | 91人 | 令和元年630調査における１年以上入院患者数 |
| うち65歳以上の人数 | 60人 |
| うち65歳未満の人数 | 31人 |
| 令和５年度末時点の地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 | 33人 | 区市町村ごとの長期入院患者数をもとに東京都が算出 |
| うち65歳以上の人数 | 19人 |
| うち65歳未満の人数 | 14人 |

### （３）地域生活支援拠点等の整備

本市では「第５期障害福祉計画」において、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備について検討を進めてきました。

第６期障害福祉計画では引き続き目標とし、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を目指し、検討を進めます。

### （４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する人について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■成果目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 備考 |
| 令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 | 9人 | 令和元年度末の人数 |
| うち就労移行支援事業の一般就労移行者数 | 7人 | 令和元年度末の人数 |
| うち就労継続支援Ａ型事業の一般就労移行者数 | 0人 | 令和元年度末の人数 |
| うち就労継続支援Ｂ型事業の一般就労移行者数 | 2人 | 令和元年度末の人数 |
| 【目標】令和５年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 | 14人 | 令和５年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和元年度実績の1.27倍以上。 |
| うち就労移行支援事業の一般就労移行者数 | 10人 | 令和元年度実績の1.30倍以上 |
| うち就労継続支援Ａ型事業の一般就労移行者数 | 1人 | 令和元年度実績の1.26倍以上 |
| うち就労継続支援Ｂ型事業の一般就労移行者数 | 3人 | 令和元年度実績の1.23倍以上 |
| 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数 | 10人 | 令和５年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち７割 |
| 就労定着支援事業所の就労定着率 | ８割以上の事業所を全体の７割以上 |

### （５）相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に向け、基幹相談支援センターの整備について検討します。

また、相談支援専門員への支援として、施設代表者会の相談支援部会における個別ケース相談の実施に加え、国や都などが実施する研修等について情報提供するとともに、市独自の研修会の開催について検討し、地域の相談支援体制を強化することを目指します。

### （６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害福祉サービス等の利用実態を把握し、利用者が真に必要とするサービスを提供できているか検証を行うことが望ましいと示されています。

本市においては、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活用し、障害者総合支援法等についての職員の理解を深めるとともに、障害福祉サービス費等の請求過誤をなくすための取組や、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組として、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向や、東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づき、施設代表者会などの機会を通して事業所へ助言指導していきます。

また、都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを活動指標として設定します。

〇障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 参加人数（人） | 18 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |

## ３　事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態、及び事業者アンケート調査結果に鑑み算出しています。

### （１）訪問系サービス

〇居宅介護

自宅で身体介護や家事援助などの支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 105 | 121 | 115 | 132 | 143 | 154 |
| 利用時間数(時間) | 1,099 | 1,317 | 1,170 | 1,452 | 1,573 | 1,694 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇重度訪問介護

重度の肢体不自由者や知的障害・精神障害で、常時介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的に行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 22 | 20 | 19 | 20 | 20 | 20 |
| 利用時間数(時間) | 7,621 | 8,066 | 6,835 | 8,066 | 8,066 | 8,066 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供し、移動の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 30 | 24 | 24 | 25 | 25 | 25 |
| 利用時間数(時間) | 608 | 483 | 483 | 508 | 508 | 508 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇行動援護

行動障害のある知的障害者・精神障害者で、常時介護を必要とする方に、移動の介護や危険回避の援護などを行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 24 | 27 | 23 | 28 | 29 | 30 |
| 利用時間数(時間) | 723 | 870 | 776 | 840 | 870 | 900 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

【訪問系サービスの見込量確保に向けての方策】

○同行援護や行動援護など、福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。

○サービスの質の向上や福祉人材のスキルアップのため、研修情報の提供や地域自立支援協議会主催の講演会等を実施します。

### （２）日中活動系サービス

〇生活介護

常に介護を必要とする障害者に対し、施設等で入浴・排せつ・食事などの介護や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 240 | 240 | 252 | 248 | 252 | 256 |
| 利用日数(日) | 4,617 | 4,889 | 4,812 | 5,096 | 5,264 | 5,347 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用日数(日) | 27 | 0 | 17 | 17 | 17 | 17 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇自立訓練（生活訓練）

知的障害者・精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 25 | 31 | 30 | 31 | 31 | 31 |
| 利用日数(日) | 275 | 372 | 284 | 403 | 403 | 403 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行います。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用日数(日) | 14 | 30 | 28 | 30 | 30 | 30 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 40 | 40 | 43 | 43 | 45 | 47 |
| 利用日数(日) | 632 | 655 | 678 | 791 | 828 | 865 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇就労継続支援（Ａ型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会や提供を受けるもので、最低賃金法が適用されます。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 17 | 19 | 19 | 21 | 22 | 23 |
| 利用日数(日) | 353 | 374 | 364 | 458 | 480 | 501 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇就労継続支援（Ｂ型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。B型は雇用契約を結ばずに生産活動や就労のための訓練を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 323 | 336 | 322 | 349 | 362 | 375 |
| 利用日数(日) | 5,230 | 5,397 | 4396 | 5,584 | 5,792 | 6,000 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

（年あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 6 | 8 | 12 | 15 | 20 | 27 |
| 定着率(％) | － | 57.1 | － | 60 | 70 | 80 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇療養介護

医療を要する障害者で、常時介護を必要とする方に、病院等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 12 | 14 | 14 | 15 | 16 | 17 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護できない場合に、短期間施設に入所して必要な介護等の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 40 | 39 | 33 | 46 | 50 | 54 |
| 利用日数(日) | 233 | 232 | 192 | 335 | 364 | 393 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

【日中活動系サービスの見込量確保に向けての方策】

○福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。

○障害者の高齢化・重度化に伴う利用者の増加や、特別支援学校等の卒業生の進路希望の増加による生活介護の定員の不足が予想されます。利用者の希望するサービスの提供体制の確保のため、方策を検討していきます。

○就労定着支援においては、市内事業所と就労支援室との連携により、一般就労へ移行した方の定着率の向上を目指します。

### （３）居住系サービス

〇自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方で一人暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問し、家事・家計・健康状態・人間関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

※（）内はうち精神障害者の見込み（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 1（1） | 1（1） | 1（1） |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇共同生活援助

地域での共同生活に支障のない障害者に対し、共同生活を営む住居において、日常生活の援助を行います。

※（）内はうち精神障害者の見込み（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 148 | 152 | 159 | 172（34） | 184（37） | 197（39） |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇施設入所支援

障害者支援施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴・排せつ・食事等の介護を行います｡

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 95 | 94 | 91 | 90 | 89 | 88 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

【居住系サービスの見込量確保に向けての方策】

○福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。

○施設入所支援については、基本方針としての地域移行の推進と当事者の希望との調整を図りながら、徐々に減っていくように計画します。

○入所施設等からの地域移行や親亡き後を見据えた方策として、グループホームの整備が必要とされていることから、見込み量の確保に努めます。

○自立生活援助により、一人暮らしを希望する方への支援を行うと共に、入所施設や長期入院からの地域移行を推進します。

### （４）特定相談支援と地域相談支援

〇計画相談支援・障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

〇地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

※（）内はうち精神障害者の見込み　（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用件数(件) | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 計画相談支援 | 95 | 119 | 134 | 158 | 182 | 209 |
| 障害児相談支援 | 22 | 22 | 46 | 26 | 28 | 30 |
| 地域移行支援 | 0 | 0 | 1 | 1（1） | 1（1） | 1（1） |
| 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 1（1） | 1（1） | 1（1） |

各年度月平均実績、令和2年度は9月までの月平均実績

※計画相談支援、障害児相談支援はモニタリング利用件数を含む

【相談支援事業の見込量確保に向けての方策】

○施設代表者会相談支援部会でのケース検討等により、計画相談支援のサービスの質の向上を図ります。

○相談支援専門員の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、研修等の周知に努めるとともに、事業所と連携し、人材の確保に努めます。

### （５）自立支援医療

〇自立支援医療（更生・育成・精神通院）

更生医療：18歳以上の身体障害者が、障害の軽減や機能の維持のために手術等を行う場合に、その医療費を助成します。

育成医療：身体に障害があるか、病気のために将来障害が残る恐れのある18歳未満の児童が、手術等で改善・予防を図る場合に、その医療費を助成します。

精神通院医療：精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受ける場合に、その医療費を助成します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 更生医療(人) | 81 | 82 | 80 | ８２ | ８２ | ８２ |
| 育成医療(人) | 12 | 13 | 4 | １0 | １0 | １0 |
| 精神通院(人) | 2,191 | 2,270 | 2,405 | 2,455 | ２,505 | ２,555 |

### （６）補装具

身体障害者の身体機能を補完・代替するための用具（車いす・義肢・補聴器など）の購入費・修理費の一部を給付します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 277 | 236 | 230 | ２３４ | ２３８ | ２４２ |

### （７）地域生活支援事業

①　委託相談支援・成年後見制度利用支援

障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うことで、自立した社会生活を支援します。その中で、障害者の虐待防止のための取り組みも行っていきます。また、判断に支援を要する知的障害者及び精神障害者には、権利擁護の視点から成年後見制度の利用支援を行います。首長申立と第三者後見人への報酬助成制度を積極的に運用して、制度利用を推進します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 委託相談支援実施個所（箇所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 成年後見制度利用件数（件） | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

②　移動支援事業

屋外での移動に困難のある障害者に対し、外出のための援助を行うことで、自立生活と社会参加を支援します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実施個所(箇所) | 52 | 52 | 27 | 52 | 52 | 52 |
| 実利用者数(人) | 296 | 284 | 205 | 300 | 300 | 300 |
| ひと月あたりの平均利用時間数(時間) | 2,279 | 2,000 | 1,316 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |

令和2年度の実利用者数は令和2年9月までの合計、時間数は9月実績

③　日常生活用具

様々な障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。また、用具の対象範囲の拡大の必要性については、随時検討します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分(件) | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 8 | 11 | ６ | 9 | 9 | 9 |
| 自立生活支援用具 | 9 | 15 | 14 | 12 | 14 | 16 |
| 在宅療養等支援用具 | 26 | 13 | 16 | 19 | 19 | 19 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 22 | 14 | 16 | 18 | 20 | 22 |
| 排泄管理支援用具 | 2,199 | 2,129 | 2,400 | 2,500 | 2,600 | 2,700 |
| 住宅改修 | 6 | 4 | 2 | 4 | 4 | 4 |

④　訪問入浴事業

在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図るため、自宅へ専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用回数(回) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

⑤　日中一時支援

障害者に日中活動する場を提供するとともに、家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実施個所(箇所) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 実利用者数(人) | 279 | 254 | 118 | 280 | 280 | 280 |

令和2年度の実利用者数は令和2年9月までの合計

⑥　手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分(件) | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 手話通訳 | 322 | 344 | 129 | 350 | 350 | 350 |
| 要約筆記 | 24 | 15 | 4 | 20 | 20 | 20 |

令和2年度の実利用者数は令和2年9月までの合計

⑦　手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業

聴覚障害者を支援する手話奉仕員及び通訳登録者の養成講習を市が実施します。視覚障害者のための点訳奉仕員の養成講座、及び夜間開催の手話奉仕員養成講習をさいわい福祉センターにて実施します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 養成講習修了者数(人) | 61 | 54 | 45 | 65 | 65 | 65 |

令和2年度は受講者数

⑧　地域活動支援センター

障害者等に対する創作的活動・生産活動の機会の提供や、社会交流の促進を行い、障害者の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を担います。

【地域活動支援センターの種類】

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、１日あたりの実利用人員が概ね20 名以上であることが条件。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、１日あたりの実利用人員が概ね15 名以上であることが条件。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| Ｉ型 | 実施個所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実利用者数 | 59 | 63 | 59 | 65 | 65 | 65 |
| Ⅱ型 | 実施個所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実利用者数 | 24 | 15 | 10 | 15 | 15 | 15 |

令和2年度の実利用者数は令和2年9月までの合計

【地域生活支援事業の見込量確保に向けての方策】

○移動支援や日中一時支援など、福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。

～青年・成人期の余暇活動について～

児童に対する放課後等の「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」に関する支援としては「放課後等デイサービス」が児童福祉法に定められていますが、成人に対する日中活動終了後の余暇活動に関する支援については、同様なサービスが定められておりません。

青年・成人期における日中活動終了後の過ごし方については、休息の時間に配慮したうえで、本人の希望により選択できる活動の場の提供が望まれています。

こうした状況を踏まえ、市では、令和元年度より市内で青年・成人期の余暇活動に関する支援を提供する事業者に対し、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を開始しました。

今後も国や都の動向を注視すると共に、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方もふまえ、青年・成人期の余暇活動について調査研究していきます。

# 第６章　障害児福祉計画

## １　障害児福祉計画の基本的な考え方

国の示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和２年厚生労働省告示第213号）では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な考え方として、次のようにまとめています。

本市においても、これらの考え方を踏まえて、計画の推進に取り組みます。

### （１）地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。

重層的な障害児通所支援の体制整備については、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、地域における中核的な支援施設の専門的機能を活用し、障害の重度化・重複化や多様化に対応する体制を目指します。併せて、その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。

また、障害児通所支援事業所は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要がある。

### （２）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図り、関係機関との連携体制を確保することが必要である。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

### （３）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要がある。

### （４）特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

**①　重症心身障害児に対する支援体制の充実**

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。

**②　医療的ケア児に対する支援体制の充実**

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児のニーズや人数を把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図り、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築することが重要である。加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

**③　強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実**

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

### （５）障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても、質の確保及びその向上に努め、支援の提供体制の構築を図る必要がある。

## ２　令和５年度に向けた目標の設定

障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の「基本指針」に即し、地域の実情に応じて、令和５年度における目標を定め、計画を推進します。

### （１）重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターわかくさ学園を地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めます。

児童発達支援センターわかくさ学園では、従来行ってきた通所支援や相談支援に加え、療育の知見やノウハウを活かした巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施することで、本市における療育の向上と障害児への地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めていきます。

### （２）関係機関と連携した支援

障害児の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるため、児童発達支援センターわかくさ学園で行っている相談事業、親子療育事業と、健康課が行っている乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげていきます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所と連携を図り、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。

### （３）特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行っていきます。

医療的ケア児に関しては、地域自立支援協議会を関係機関等が連携を図るための協議の場とし、適切な支援が受けられるよう検討を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、コーディネーターの配置を促進し、支援のための地域づくりを推進していきます。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第５期（実績） | 第６期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| コーディネーター数（人） | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 |

## ３　事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態、及び事業者アンケート調査結果に鑑み算出しています。

〇児童発達支援

地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第１期（実績） | 第２期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 62 | 70 | 60 | 77 | 84 | 91 |
| 利用日数(日) | 826 | 897 | 986 | 1,132 | 1,235 | 1,338 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第１期（実績） | 第２期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 159 | 155 | 185 | 180 | 190 | 200 |
| 利用日数(日) | 1,930 | 2,108 | 2,309 | 2,448 | 2,584 | 2,720 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

〇保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問し支援します。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第１期（実績） | 第２期（見込み） |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 実利用者数(人) | 4 | 5 | 4 | 7 | 10 | 13 |
| 利用日数(日) | 11 | 6 | 31 | 56 | 80 | 104 |

平成30年度、令和元年度は年度末（3月）実績、令和2年度は9月実績

【児童系サービスの見込量確保に向けての方策】

○市内に児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が増えることが予想されるなか、東京都と市による指導、実地検査や事業所間の情報交換等により、サービスの質の向上を目指します。

# 資料編

## １　検討経過

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月日 | 会議名 | 内容 |
| ５月下旬 | 第１回東久留米市地域自立支援協議会（書面） | １　アンケート調査票についての協議２　ＰＤＣＡサイクルに則った障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗評価（平成３１年度） |
| ７月下旬 | 第２回東久留米市地域自立支援協議会（書面） | １　アンケート調査実施報告２　ＰＤＣＡサイクルに則った障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗評価（平成３１年度） |
| 10月６日 | 東久留米市障害者計画検討委員会 | １　計画骨子案（障害者計画）の検討 |
| 10月14日 | 第３回東久留米市地域自立支援協議会 | １　計画骨子案についての協議 |
| 10月29日 | 東久留米市障害者計画検討委員会 | １　計画素案（障害者計画）についての検討 |
| 11月13日 | 第４回東久留米市地域自立支援協議会 | １　計画素案についての協議 |
| 12月１日～12月25日 | パブリックコメントの実施 | 1８名 |
| 令和３年１月下旬 | 東久留米市障害者計画検討委員会（書面） | １　パブリックコメントの結果についての報告２　計画案（障害者計画）の検討 |
| 第５回東久留米市地域自立支援協議会（書面） | １　パブリックコメントの結果についての報告２　計画案の検討 |

## ２　東久留米市地域自立支援協議会

### （１）東久留米市地域自立支援協議会設置要綱

（目的）

第１ この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づき、障害福祉に関する関係者による相互の連携及び、地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置する東久留米市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２ 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１） 相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること。

（２） 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。

（３） 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

（４） 障害福祉計画に関すること。

（５） その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めること。

（委員構成）

第３ 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから１７名以内をもって構成し、市長が委嘱する。

（１） 障害福祉に関する学識経験者

（２） 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者

（３） 相談支援事業者

（４） 障害福祉サービス事業者

（５） 保健医療関係者

（６） 教育関係者

（７） 就労支援関係者

（８） 民生児童委員の代表者

（９） 社会福祉協議会の代表者

（会長及び副会長）

第４ 協議会に会長１名及び副会長１名を置く。

２ 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

３ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５ 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（会議）

第６ 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２ 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

（専門部会）

第７ 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（守秘義務）

第８ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局及び庶務）

第９ 協議会の事務局は、東久留米市立さいわい福祉センターに置き、協議会の庶務は事務局及び障害福祉課において処理する。

（その他）

第１０ この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### （２）東久留米市地域自立支援協議会委員名簿（令和２年度）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **種　　別** | **人数枠** | **氏　　名（敬称略）** | **部　　会** | **備　　考** |
| 障害福祉に関する学識経験者 | 2 | 会長村山　拓 |  |  |
| 　 | 子ども部会 |  |
| 障害当事者又は障害者団体・家族会の代表者 | 4 | 堀野　めぐみ | 子ども部会 |  |
| 松本　健彦 | 住みよいまちづくり部会 |  |
| 　 | 就労部会 |  |
| 平山　征子 | 住みよいまちづくり部会 |  |
| 相談支援事業者 | 2 | 飯島　一憲 | 就労部会 | 部会長 |
| 小林　宏治 | 住みよいまちづくり部会 | 副部会長 |
| 障害福祉サービス事業者 | 3 | 副会長磯部　光孝 | 住みよいまちづくり部会 | 部会長 |
| 高原　聡 | 就労部会 | 副部会長 |
| 有馬　優子 | 子ども部会 | 部会長 |
| 教育関係者（都立特別支援学校） | 1 | 武藤　英典 | 就労部会 |  |
| 就労支援関係者関　 | 1 | 　 | 就労部会 |  |
| 保健医療関係者 | 1 | 　 | 子ども部会 |  |
| 民生児童委員の代表者 | 1 | 　 | 住みよいまちづくり部会 |  |
| 社会福祉協議会の代表者　 | 1 | 　 | 住みよいまちづくり部会 |  |

※　委員任期　令和２年４月１日～令和４年３月31日

## ３　東久留米市障害者計画検討委員会

### （１）東久留米市障害者計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づく令和３年度から８年度までの東久留米市障害者計画の策定に係る事項を検討するため、東久留米市障害者計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２　委員会は次の事項について検討し、その結果を東久留米市長に報告する。

　（１）　障害者計画の策定について

　（２）　その他必要な事項

（組織）

第３　委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第４　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉保健部長、副委員長は介護福祉課長とする。

２　委員長は、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第５　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が会議の出席委員を指名した場合は、この限りでない。

３　委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を求めることができる。

（庶務）

第６　委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

（その他）

第７　この要綱に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付　則

１　この訓令は、令和２年９月１４日から施行する。

２　この訓令は、第２の規定による報告を市長へした日の翌日をもって、その効力を失う。

別表（第３関係）

|  |
| --- |
| 職　　名 |
| 　福祉保健部長 |
| 　企画経営室企画調整課長 |
| 環境安全部防災防犯課長 |
| 　福祉保健部介護福祉課長 |
| 　福祉保健部健康課長 |
| 　子ども家庭部子育て支援課長 |
| 　子ども家庭部児童青少年課長 |
| 都市建設部管理課長 |
| 都市建設部施設建設課長 |
| 　教育部指導室長 |
| 　教育部生涯学習課長 |

## ４　アンケートからみられる状況

この計画の策定に向け、市民の福祉に関する意識、意向、及び当事者の実態を把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とすることを目的に、アンケートを実施しました。

調査対象：

（１）当事者調査　障害や慢性疾患のある方から、次のように障害種別ごとに無作為抽出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 市内対象者数 | 抽出者数 | 割合(%) |
| ①身体障害者手帳所持者 | 3,126 | 1,033 | 44.9 |
| ②愛の手帳（療育手帳）所持者 | 854 | 282 | 12.3 |
| ③精神保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者 | 2,090 | 690 | 30.0 |
| ④難病医療費助成受給者 | 774 | 256 | 11.1 |
| ⑤小児慢性特定疾病医療費助成受給者 | 24 | 8 | 0.3 |
| ⑥その他児童通所サービス費の受給者（①から⑤に該当せず児童福祉法に規定される児童通所サービス費の支給を受けている者） | 95 | 31 | 1.4 |
| 合 計 | 6,963 | 2,300 | 100 |

※対象者数の計数にあたって、複数の種別に該当する者については、以下の順位において最上位となる種別に計上した。②＞①＞③＞④＞⑤＞⑥

（２）障害の無い市民への調査　18歳以上64歳以下の障害の無い市民1,200人を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和２年７月１日～令和２年７月17日

回収結果：（１）当事者調査　2,300配布、1,047回収、回収率45.5％

（２）障害のない市民調査　1,200配布、432回収、回収率36.0％

図表の見方

○回答結果の割合（％）はサンプル数（集計対象者総数）に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0％にならない場合があります。

○複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は回答数に対する選択肢ごとの回答数のそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0％を超える場合があります。

○「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

○グラフ及び表のn数（number of case）は、サンプル数（集計対象者総数あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。

○集計表について、各項目で第１位の数値に色を付けています。また、n数が少ない項目については、参考値として掲載しています。

**（１）暮らしについて**

現在の暮らし方は、家族と同居している割合が７割で最も高く、次いで一人暮らしが多くなっています。今後の希望も概ね同様の傾向になっており、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

また普段から家族・親族が介助している人の困りごととして、代わりの介助を頼める人がいないことの割合が最も高く、次点で長時間の外出ができないことや健康不安、精神的負担などが挙げられており、各種サービスの利用促進やレスパイトケアが求められています。

◆【当事者】現在の暮らし（○は１つ）



◆【当事者】今後希望する暮らし（○は１つ）



◆【当事者】介助者の方が困っていること（家族・親族が介助している）（あてはまるものすべてに○）



「外出時に困ること」の回答として、「特にない」に次いで「道路や駅に階段や段差が多い」「困った時にどうすればよいか心配」の割合が高くなっています。

◆【当事者】普段外出するときに、困ること（あてはまるものすべてに○）



**（２）地域とのかかわりについて**

全体の６割が障害者（児）に対する差別・偏見があると考えており、仕事や収入に関することのほか、地域の人の接し方や態度から差別等の存在を感じる方の割合が高くなっています。

◆【当事者】障害者（児）に対する差別・偏見があると思うか（○は１つ）



◆【当事者】障害者（児）に対する差別・偏見、または理解のなさはどのようなところにあるか（あてはまるものすべてに○）



地域の障害者（児）への理解促進に向けて必要だと思うことについては、当事者調査においては「障害者の一般企業への就労の促進」の割合が最も高く、次点より「学校でのインクルーシブ教育や障害に関する教育の推進」、「地域行事への障害者（児）の参加を促進するなど、地域住民等との交流の場を増やす」が続いています。

啓発に加え障害者（児）が地域で生活し、身近にふれあうことのできる環境が求められていることがうかがえます。

障害のない市民調査では「地域行事への障害者（児）の参加を促進するなど、地域住民等との交流の場を増やす」の割合が最も高くなっています。

◆【当事者】地域の人たちの障害に対する理解を進めていくために必要なこと（○は３つまで）



◆【障害のない市民】地域の人たちの障害に対する理解を進めていくために必要なこと（○は３つまで）



障害者（児）が地域で生活していくために必要だと思うことについては、「地域生活やサービス利用に関する相談支援」の割合が最も高く、次いで「地域の人たちの障害に対する理解」、「利用しやすい医療機関」となっています。

愛の手帳所持者においては、「グループホームの拡充」の割合が最も高くなっています。

◆【当事者】障害者（児）が地域で生活していくために必要なこと（３つまで○）



**（３）余暇活動、文化芸術・スポーツ活動について**

余暇活動、文化芸術・スポーツ活動については、コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学、旅行、学習や趣味の活動がこれまでの経験、今後の希望ともに高い傾向にあります。スポーツ活動は１割台で低くなっています。

参加するための条件としては、身近なところで活動でき、経済的な負担が少ないことが重視されています。

◆【当事者】参加したことのある余暇活動、文化芸術・スポーツ活動（あてはまるものすべてに〇）



◆【当事者】今後参加したい余暇活動、文化芸術・スポーツ活動（あてはまるものすべてに〇）



◆【当事者】余暇活動、文化芸術・スポーツ活動に参加するために必要なこと（○は３つまで）



**（４）災害時について**

災害時等緊急時に避難を手助けしてくれる人が「いる」割合は７割台で、内訳は家族が８割台となっています。手助けをしてくれる人が「いない」割合は１割台となっており、特に精神障害者保健福祉手帳で高くなっています。

災害時要援護者登録制度については「知らない」が７割となっているほか、知っており、かつ登録している人は3%となっています。

また、一般市民が災害時にできる支援としては「安否確認・声かけ」が約７割で最も高く、次いで「安全な場所への避難誘導」、「家族への連絡」が４割台で高くなっています。いざという時の助け合いの意識が高い傾向にあることがうかがえます。

◆【当事者】災害時に避難を手助けしてくれる人はいるか（〇は１つ）



◆【当事者】災害時要援護者登録制度の認知度と登録状況（○は１つ）



◆【障害のない市民】災害時、身近な人や地域に向けて「出来る支援」（あてはまるものすべてに○）



**（５）日中活動、就労について**

平日の日中の過ごし方を年代別にみると、20歳代では「福祉的就労をしている」が、30歳代では「パート・アルバイトなどで働いている」と「自宅で家事や手伝いをしている」が、40歳代では「パート・アルバイトなどで働いている」と「福祉的就労をしている」が、50歳代では「正社員として働いている」が、それぞれ最も高くなっています。

仕事をするうえで困っていることを年代別にみると、20歳代と40歳代で「給与・工賃などの収入が少ない」が最も高くなっています。

◆【当事者】平日の日中の過ごし方（18歳以上）（○は１つ）



◆【当事者】仕事をする上で困っていること（18歳以上）（あてはまるものすべてに○）



就労していない理由を年代別にみると、20～30歳代で「働くための知識や能力に自信がないから」の割合が、40～50歳代で「障害や病気が重いから」の割合が、それぞれ最も高くなっています。

就労していくために必要な支援として、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」、「障害や病気などに応じた柔軟な勤務体制」、「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」の割合が高くなっています。

◆【当事者】就労していない理由（18歳以上）（あてはまるものすべてに○）



◆【当事者】就労していくために必要な支援（18歳以上）（あてはまるものすべてに○）



**（６）療育・教育について**

障害に気づいたきっかけは医療機関による受診・健診や家族による気づきが多くなっています。

また、保護者の抱える不安や悩みとして、学校での集団生活や人間関係、進学等の環境変化に伴う本人の適応性などへの不安が挙げられています。

◆【当事者】障害に気づいたきっかけ（18歳未満）（あてはまるものすべてに○）



◆【当事者】保護者が抱える悩みや不安（18歳未満）（○は３つまで）



**（７）市の障害福祉施策について**

福祉に関する情報の入手先は市や社会福祉協議会等の広報紙が４割半ばで最も高くなっています。

障害者（児）に関する相談窓口は、さいわい福祉センターを除くすべての相談窓口で≪知らない≫が≪知っている≫を上回っています。

◆【当事者】福祉に関する情報の入手先（○は３つまで）



◆【当事者】障害者（児）に関する市の相談窓口の利用状況（①～⑩までそれぞれに○は１つ）



今後、市行政で重点的に取り組むべきと思う障害福祉施策については、「災害時の支援」が28.7％と最も高く、次いで「障害者の就労支援の充実」が25.5％、「バリアフリーのまちづくり」が22.4％となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【愛の手帳】で「障害者の就労支援の充実」、「グループホームの施設整備」がともに34.4％、【精神障害者保健福祉手帳】で「障害者の就労支援の充実」が46.8％、【発達障害】で「児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり」が35.9％、「障害者の就労支援の充実」が38.5％と、いずれも３割半ばを超えており高くなっています。

◆【当事者】市行政で重点的に取り組むべきと思う施策（○は３つまで）



**５　ヒアリングからみられる状況**

この計画の策定に向け、各関係者や事業所の立場から見た障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向などを把握するため実施しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 団体ヒアリング調査 | 事業所ヒアリング調査 |
| 調査対象 | 当事者団体、学校関係団体、発達障害関係団体、難病関係団体の６団体 | 障害福祉関係市内事業所　63事業所 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 | 郵送配布・郵送回収 |
| 調査期間 | 令和２年８月31日～令和２年９月14日 | 令和２年８月31日～令和２年９月14日 |
| 回収結果 | ４件 | 47件 |

**（１）団体ヒアリング調査**

【生活支援に関すること】

* 居宅介護や入浴の支援について、希望が重なり利用できないと聞く。日中活動系サービスについて、学校と連携して必要数に見合った施設整備計画をお願いしたい。
* 障害者のグループホームがもっと必要。また、GHで働く人材育成や労働環境の改善など。

【安全・安心に関すること】

* 災害時には最寄りの特別支援学校が障害児者の力になれます。
* 災害があった場合、薬がそれぞれ違うため、不足しないか不安。
* 障がいのある方が避難所で生活できるのか心配。多動やパニックなど知的障害や自閉症などの方は家や車で過ごすことを選択してしまう。

【経済的自立に関すること】

* 特定医療費（指定難病）受給者証の継続実施と申請方法の簡素化。
* 就労B型、給料＋年金だけではひとり住まいでもGHでも生活していくのが厳しい。

【教育・療育に関すること】

* 放課後等デイサービスの質の低下が気になる。週７で預ける保護者が多く、乱用と感じることがある。

【保健・医療に関すること】

* ボランティアにより月１回例会にリハビリ体操をしています。週に１回でもリハビリを受けられる施設があると良いと思います。
* 障がい児者の多くは遠方の病院に通っているので市内に専門の病院があるとよい。

【文化芸術・スポーツに関すること】

* 放課後等デイサービスに代わる青年期余暇活動について、検討の場を設け、実現の手がかりを模索できないか。以前実施されたICT機器の展示イベントのような、新しい出会いや豊かな日常につながるような企画を今後も定期的に開催してください。
* 活動場所の確保。
* 作品展等は今後やり方を考えていく必要がある。

**（２）事業所ヒアリング調査**

事業所の運営について

事業の運営にあたっての課題や問題については「職員の確保が難しい」、「事務作業量が多い」、「老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい」が高くなっています。

◆事業の運営にあたっての課題や問題（あてはまるものすべてに○）



スタッフの質の向上など人材育成に向けて取り組んでいることについては、「事業所内での研修の実施」、「外部研修参加のための休暇取得の支援や金銭的な支援」、「法人全体（関係会社を含む）で連携して育成に取り組んでいる」の順で多くなっています。

◆スタッフの質の向上など人材育成に向けて取り組んでいること（あてはまるものすべてに○）



事業所が考える各分野の現状と課題、今後の方向性について

◆地域移行に関すること

|  |
| --- |
| 【グループホームなど、段階的支援】* 本来入所施設等に入る前に、入所施設以外の選択肢を市として示して、本人や家族の意思を確認していくプロセスの方が重要である。
* グループホームを増やしていただきたい。
* GHは人材が不足している。行政の訓練期間を経て、一人くらしや民間のGHに移行するのがいい。
* 一人暮らしの利用者に対し、生活支援を必要に応じて職員が行なっている。ヘルパー導入を提案するも拒否される場合もあるが、生活の安定と安心のためにもサービス利用を薦めていきたい。

【多様な地域生活】* 地域移行には多角的な支援が必要で、利用者が選べる多様な生活スタイルがあると良い。
* 一人暮らし・シェアハウス・GHなど暮らしが孤立しないよう行政がバックアップしているということを地域にも発信してほしい。

【意識啓発】* 障害についての普及啓発。アパートを探すのにもなかなか貸してもらえなかったりする。

【行政・他機関との連携等】* 地域移行を進めるための社会資源が少なすぎます（受け皿や支援団体）。
* 青年期の集団活動の場が地域で根付いていけば行動範囲は担保され、住民の方への理解促進や安心にも繋がる。事業所として地域や施設の人との交流はもちろん、トラブルがあった時にはより良い関係を持てるようにアフターフォローに尽力している。
 |

◆就労移行支援に関すること

|  |
| --- |
| 【企業への理解促進】* 障がい者雇用を行っている民間企業等の情報を事業所に示して欲しい。定着・継続を大切に、行政が間に入りながら企業での理解の促進に努めてほしい。短時間での雇用などへと広げていくことも必要。
* 定着支援を受ける利用者への配慮を企業に依頼すると合わせて、ジョブコーチを活用することをお願いしている。企業が積極的にジョブコーチを受け入れることを働きかけて頂きたい。
* 一般企業でも雇用促進をしている会社はあり、福祉事業所へのボランティア活動の延長から雇用の話が出たこともあった。

【就労に向けた生活支援】* 精神障害者等は仕事の内容以前に生活リズムの確立が課題となり、根気よく関わることが求められる。2年という制約があるが、妥当なのか考慮する必要があるのではないか。
* 教育現場も併せて、その人に合った進路が保障される取り組みが必要。
* 親亡き後の就労者が、様々なサービスを受けて継続できるよう輪を広げて欲しい。
 |

◆理解の促進や地域交流に関すること

|  |
| --- |
| * 「障害者」ではなく一個人であるという実感が大切。事業所として地域へ施設を解放し、お祭りの開催、資源回収や物品販売事業を通して近隣とつながりがもてるよう努めています。
* 障害のある方と一緒に外活動に行くことが、ボランティアの経験と地域の方に、「障害があっても普通に暮らしていける」というアピールにつながる。
* 行政には、庁舎内の職員研修の中で、障害のある市民への対応の研修をしていただくとともに、市民への啓発、小中学校等での障害への理解の啓発を行っていただくようお願いいたします。市内には多くの障害者事業所があるにも関わらず教育現場との交流がありません。
 |

◆安全・安心に関すること

|  |
| --- |
| * 事業所の横のつながりがあまりない。災害時の受け入れ方針は共有できると良いと思います。
* 防災への備えとしてはまだ地域とのつながりは薄く、町会等との連携を強化する必要がある。
* 障がい者一人ひとりに配慮すべきことが違うため、特に緊急時に必要なことは相談支援事業所や所属する団体、行政等で合同に訓練し、シミュレーションできるとありがたいです。
* 事業所としては避難訓練で避難場所の確認までしかできていない。
* お金の使い方に問題のある方には、社協を紹介しアドバイスを頂いている。利用者自身、困った時の相談先を把握していないケースが多く、作業所でアドバイスが充分でないときには、行政の窓口を訪ねるように促している。
* ひきこもりで支援にたどりついていない方の潜在的な大きさを感じています。孤立したときに、発信ができない方が多い。
 |

◆文化芸術・スポーツに関すること

|  |
| --- |
| * 事業所の作品展や市内外開催の催しに参加をして地域の方々との交流を積極的に参加している。行政が共催となり、一緒に作っていただけると、より豊かなものになるかと思います。
* 市民の方に知ってもらうなどの啓発活動や実際に主催していく実行力も大切。
* 就労だけではなく、仕事以外の時間を有効に使うことが、利用者の生活の充実に結び付く。作業所内の各種行事への参加、行政の企画などを紹介して、利用者の生活の幅を広げたい。
* 一般の方が利用する場所が、コロナの影響で制限があり、定期的に使えるスペースが必要。
* 大半の活動は民間主導で施設や親の努力で維持している。自治体も積極的に共催する立場となり一緒に地域を盛り上げて行く姿勢をみせてほしい。
* 機織りや工芸品作製に取り組む機会を設けていますが、指導者が不足しています。
* 事業所独自では困難です。
 |

◆教育・療育に関すること

|  |
| --- |
| * 目に見えない障害についての理解を広めることが必要。
* 発達障害・精神障害で不登校のまま18歳を迎えるなど、狭間の問題がある。早めに手を付けないと、ひきこもり障害者の長期化、障害の重度化につながることが大きく懸念される。
* 普通学級、支援学級、支援学校で不登校児が増えてきており、居場所がない。日中一時や移動支援で対応しているが時間数が少ない。ケースに対しての時間数を検討してほしい。
* 相談支援事業所として相談を受けるが、困難ケースなど解決できないとき、わかくさが中心になり関係各所との連携ができることを望む。
* 保育所、学校など特別支援でない選択ができるための整備が必要。
* 未就学児の児童発達支援を行っているが、利用が増えていない。早期治療・早期療育を実現するためには、幼児の児童発達支援の利用の価値や認知度、ハードルを下げてもらうような行政の工夫やアドバイスが必須と思われる。
* 特別支援学級において、地域によっては専門性を持った教員が不足し、授業が成り立たないなどの状況が生まれていると聞く。教職員の障害者に対する支援のスキルアップに取り組んでいただきたい。
 |

市の障害者に関する施策について意見・要望

|  |
| --- |
| 【アウトリーチ、困難事例】* 今の見えてない、手の届いていない障害者をどう支援していくかが重要。今から取り組まなければ、将来的な重度化、治療困難な状態を生むと思います。
* 困難事例を支え、一事業所が抱えないためにもケースワーカーが必要。相談支援事業所との連携も重要ですが、役割が多すぎてマンパワーに頼っている。ケースワーカーと役割分担しながら困難ケースなどの障害者の暮らしを支えられる体制の充実や施策が必要。

【当事者に寄り添った支援】* 障害を持つ方々の高齢化が進み、現在就労している方への生活支援、福祉サービスが重要。
* 通過型グループホームは、3年で転居が求められるが、必ずしも自立出来る人ばかりではない。滞在型のグループホーム増設を希望する。
* 親の高齢化に伴い、介護負担が増えている。

【就労】* トイレ清掃の仕事をいただいていますが、他事業所を含めて、私たちができるような仕事の積極的な紹介をお願いしたい。
* 現在、ある程度の収益の見込まれる仕事が見つからず、利用者の工賃（給料）を引き下げるに至っている。市が呼びかけ、事業所への仕事の紹介など行っていただけるとありがたい。
* 就労した障害者から、就労に対する不安を抱える方へ経験を話していただく機会があるとよい。作業所内、行政からの企画等工夫した取り組みをしていきたい。

【行政への要望：助成や制度の見直し】* 国の給付金が低いため職員の給与が極端に低い。地代・家賃（事業所の）の助成制度が出来ると、その分を職員の給与に回せる。
* 支援の輪を広げるサービスへの事業費補助を増やして欲しい。
* 移動支援、日中一時の単価の見直しを急いでほしい。1～2時間のケースでは、やればやるほど、赤字になっている。それでもニーズがあり、各家庭の状況で断ることができない。
* 事務手続きの簡素化を検討してほしい。コロナ対応で、郵送での対応も多くなり、事務手数料の負担が大きくなっている。
* 青年余暇については、さいわいのホール貸し出しの利用はとても助かっているが、それ以外の施策はすすんでいない。事務所や利用者のニーズをとりいれて、具体的にすすめてほしい。

【行政への要望：施策や方針等】* 健康診断・検診など利用者の健康維持に関する施策を充実してほしい。成人の健康診断を保健所で受けられるようにしてほしい。
* 市は地域の利用者へ積極的に関わってくださるので作業所としても課題のある利用者に対し連携して支援していきたい。問題が発生していない時でも事業の現状を見てアドバイスを頂きたい。
* 現在「東久留米市障害福祉支給決定基準」について、市は事業者や利用者と情報を共有しないという立場を取っている。情報を共有できない状況を早急に検討し改善すべきと考える。
* 引き続き情報提供をお願いしたい。市の長期的な障害者施策や財源を具体的に教えてください。
* 障害児・者が地域で当たり前に暮らせることを市の政策の本丸にしてもらいたい。これまで東久留米の福祉政策は先駆的であった。わかくさ学園に入園したくて転居された方も多数いると聞く。そのような強みを復活させてほしい。学校卒業後の就労施設や生活施設の受け皿が限界にきている。新しい施設の立上げのために大規模法人や企業を積極的に誘致し、地域の活性化と福祉特区のような市のイメージプランを掲げて欲しい。
 |

## ６　市内施設一覧

### ◆通所系事業所（生活保護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| 東久留米市 | 東久留米市立さいわい福祉センター | 生活介護（8）就労移行支援（12） |
| 社会福祉法人龍鳳 | ライフパートナーこぶし | 生活介護（35）短期入所（3） |
| 社会福祉法人森の会 | 広域地域ケアセンター　バオバブ | 自立訓練（生活訓練）（6）就労継続支援B型（29） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 活動センターかなえ | 生活介護（40） |
| 社会福祉法人イリアンソス | のぞみの家 | 生活介護（20） |
| 社会福祉法人イリアンソス | なかまの家 | 生活介護（20） |
| 特定非営利活動法人ピープルファースト東久留米 | ピープルファースト東久留米 | 就労継続支援B型（12） |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | くるめパソコン作業所 | 就労移行支援（10）就労継続支援B型（12） |
| 特定非営利活動法人コイノニア | 就労支援事業所　コイノニア | 就労継続支援A型（10）就労継続支援B型（28） |
| 特定非営利活動法人自立福祉会 | ウィル第二短期入所 | 短期入所（2） |
| 社会福祉法人すぎのこ | まあぶる | 就労継続支援B型（20） |
| 社会福祉法人すぎのこ | えいぶる | 就労継続支援B型（35） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮にじ・かぜ短期入所 | 短期入所（2） |
| 社会福祉法人椎の木会 | どんぐりの家 | 就労継続支援B型（25） |
| 社会福祉法人椎の木会 | 第二どんぐりの家 | 就労継続支援B型（20） |
| 社会福祉法人リブリー | すばる | 生活介護（20）就労継続支援B型（18） |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | ぶどうの郷 | 就労継続支援B型（24） |
| 社会福祉法人しおん保育園 | しおん学園（忘れな草） | 就労継続支援B型（10） |
| 社会福祉法人森の会 | プラタナス | 生活介護（29）自立訓練（生活訓練）（６） |
| 株式会社アールキューブビジネス | きぼう工房東くるめ | 就労継続支援A型（10）就労継続支援B型（10） |
| 社会福祉法人リブリー | ショートステイ花みずき | 短期入所（1） |
| 社会福祉法人チャレンジャー支援機構 | パン工房モナモナ | 就労継続支援B型（20） |
| 一般社団法人Polyphony | リカバリーカレッジ・ポリフォニー | 自立訓練（20） |
| ROUTE MI株式会社 | any | 就労継続支援B型（20） |

### ◆居住系事業所（施設入所支援・共同生活援助）

| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人龍鳳 | ライフパートナーこぶし | 施設入所支援（30） |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | グッドライフ生活寮２ | 共同生活援助（7） |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | グッドライフ生活寮３ | 共同生活援助（2） |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | グッドライフ生活寮４ | 共同生活援助（3） |
| 社会福祉法人東京コロニー | 東久留米第一氷川台寮 | 共同生活援助（6） |
| 社会福祉法人東京コロニー | 東久留米第二氷川台寮 | 共同生活援助（6） |
| 社会福祉法人東京コロニー | 東久留米第三氷川台寮 | 共同生活援助（2） |
| 社会福祉法人椎の木会 | グループホームどんぐり中央荘 | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人椎の木会 | グループホームどんぐり第二中央荘 | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮にじ | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮そら | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮うみ | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮かぜ | 共同生活援助（7） |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | グループホームむさし野１ | 共同生活援助（8） |
| 社会福祉法人森の会 | 優朋 | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人森の会 | けやき | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人森の会 | かりん | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人森の会 | たちばな | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人自立福祉会 | ウィル生活寮 | 共同生活援助（5） |
| 特定非営利活動法人自立福祉会 | ウィル第二生活寮 | 共同生活援助（3） |
| 特定非営利活動法人自立福祉会 | ウィル第三生活寮 | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ | みんなの家やすらぎ寮第１ | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ | みんなの家やすらぎ寮第２ | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ | みんなの家やすらぎ寮第３ | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人コイノニア | コイノニアホーム | 共同生活援助（7） |
| 特定非営利活動法人コイノニア | 八幡町コイノニアホーム | 共同生活援助（6） |
| 社会福祉法人リブリー | グループホーム花みずき  | 共同生活援助（6） |
| 社会福祉法人リブリー | グループホーム山ぼうし | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人すぎのこ | すぎのこハウス | 共同生活援助（6） |
| 合同会社ヒロ企画 | 悠楽ホーム１ | 共同生活援助（4） |
| 合同会社ヒロ企画 | 悠楽ホーム２ | 共同生活援助（2） |
| 株式会社エイ・ゼット | わんダフルホーム１号館 | 共同生活援助（4） |
| 株式会社エイ・ゼット | わんダフルホーム２号館 | 共同生活援助（4） |

### ◆児童系事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| 東久留米市 | 東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園 | 児童発達支援（32）保育所等訪問支援 |
| 特定非営利活動法人ゆう | てんとうむし | 放課後等デイサービス（10） |
| 特定非営利活動法人かるがも花々会 | だっく | 放課後等デイサービス（10） |
| 特定非営利活動法人かるがも花々会 | ぐ～す | 児童発達支援放課後等デイサービス※多機能型・合計（10） |
| 社会福祉法人イリアンソス | このみ | 放課後等デイサービス（10） |
| 一般社団法人シュプロス | シュプロス東久留米教室 | 放課後等デイサービス（10） |
| 合同会社Ｒａｄｉａｎｔ　Ｋｉｄｓ | 放課後等デイサービス　カーリッジ東久留米 | 放課後等デイサービス（10） |
| 株式会社あいる | あいる | 放課後等デイサービス（10） |
| 有限会社アヴリオ | コペルプラス　東久留米教室 | 児童発達支援（10） |
| 株式会社ｍｏｖｅ | こぱんはうすさくら　東久留米教室 | 児童発達支援放課後等デイサービス※多機能型・合計（10） |

### ◆相談支援系事業所（計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| --- | --- | --- |
| 東久留米市 | 東久留米市立さいわい福祉センター | 計画相談支援 |
| 東久留米市 | 東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園発達相談室 | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 社会福祉法人椎の木会 | 東久留米市地域生活支援センターめるくまーる | 計画相談支援・地域移行支援地域定着支援 |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | 自立生活センターグッドライフ | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 社会福祉法人龍鳳 | ライフパートナーこぶし | 計画相談支援 |
| 社会福祉法人森の会 | 広域地域ケアセンター　バオバブ | 計画相談支援 |
| 社会福祉法人イリアンソス | イリアンソス相談支援センター | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | 相談支援センター　武蔵野の里 | 計画相談支援 |
| 社会福祉法人すぎのこ | すぎのこ相談室 | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人コイノニア | 特定相談支援事業所　コイノニア | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来 | 相談ステーションむくむく | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 社会福祉法人リブリー | 相談支援事業所　すばる | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人久留米リカバリーハウス | 相談支援事業所　まいんど | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人ゆう | 相談支援センターくるみ | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 社会福祉法人チャレンジャー支援機構 | モナモナ相談支援センター | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人たすけあいぐるーぷぬくもり | 相談支援センターぬくもり | 計画相談支援障害児相談支援 |

### ◆教育相談

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| 東久留米市 | 教育センター　中央相談室 | 教育に関する相談 |
| 東久留米市 | 教育センター　滝山相談室 | 教育に関する相談 |

### ◆地域生活支援事業所（移動支援・日中一時支援）

| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| --- | --- | --- |
| 東久留米市 | 東久留米市立さいわい福祉センター | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | 自立生活センター　グッドライフ | 移動支援 |
| 特定非営利活動法人ゆう | 在宅支援グループ　優友 | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来 | へるぱーすてーしょん　夢来夢来 | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人かるがも花々会 | ヘルパーステーション　かるがも | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまぁる | 地域ケアネットワーク　ゆいまぁる | 移動支援 |
| 社会福祉法人イリアンソス | イリアンソス　このみ | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ | 成年後見サービス　やすらぎ | 移動支援 |
| 株式会社セントラルケア | セントラルケア　ふみちゃん家 | 移動支援 |
| 特定非営利活動法人たすけあいぐるーぷぬくもり | 介護ぐるーぷ　ぬくもり | 移動支援 |
| SOMPOケア㈱東久留米　訪問介護 | SOMPO ケア東久留米　訪問介護 | 移動支援 |
| 株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ | ケアリッツ東久留米 | 移動支援 |
| ホームヘルプ　ひょうたん島 | ホームヘルプ　ひょうたん島 | 移動支援 |
| 社会福祉法人森の会 | 生活支援センターオリーブ | 移動支援日中一時支援 |
| 合同会社ヒロ企画 | 悠楽ホーム１ | 移動支援 |

### ◆就労支援室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| 東久留米市 | 就労支援室「さいわい」 | 就労相談・支援（主に身体・知的障害） |
| 社会福祉法人椎の木会 | 就労支援室「あおぞら」 | 就労相談・支援（主に精神障害） |

## ７　持続可能な開発目標(SDGs)について

|  |
| --- |
| 東久留米市第５次長期総合計画では、「みんないきいき　活力あふれる　湧水のまち　東久留米」をまちの将来像として、その実現のための施策を掲げています。これらの施策を展開していくことは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みの推進に資するものとしています。持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年９月に国連において採択された、持続可能な世界を実現するための国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。■本計画に関連する主なＳＤＧｓのゴール３　すべての人に健康と福祉を４　質の高い教育をみんなに８　働きがいも経済成長も１　貧困をなくそう17　パートナーシップで目標を達成しよう11　住み続けられるまちづくりを10　人や国の不平等をなくそう |

東久留米市障害者計画

第６期障害福祉計画

第２期障害児福祉計画

（案）

発行：東久留米市　福祉保健部障害福祉課

〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目３番１号

電 話：（042）470-7747

FAX：（042）475-8181